

(第一類 第五号)

第五十五回国会  
衆議院

大蔵委員会

議録第十九号

昭和四十二年五月二十六日(金曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 壽君

理事 三池 信君

理事 吉田 重延君

理事 武藤 山治君

理事 足立 篤郎君

理事 菅 太郎君

小宮山重西郎君

理事 平林 剛君

理事 竹本 孫一君

理事 大村 裕民君

砂田 河野 小峯

西岡 村山 達雄君

山中 元利君

渡辺 美智雄君

広瀬 秀吉君

村山 喜一君

横山 利秋君

永末 英一君

水田 三喜男君

辰男君

堺崎 淳君

柳田 春日

田中 昭二君

大藏大臣

大藏政務次官

小沢 一郎君

自治省税務局石川

大藏省主税局長

日本専売公社販賣部長

堺部長

専門員

拔井 光三君

本日の会議に付した案件  
印紙税法案(内閣提出第三四号)

○内田委員長 これより会議を開きます。

印紙税法案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

村山喜一君。

○村山(喜)委員 印紙税法は、ことしの税法改正による増加額が百五十一億という数字が出ている

わけでございますが、今までの法律を全文改正して、今度整理合理化された形のものが出来ておりますが、その内容が、非常に何といいますか、

おりますが、その内容が、非常に何といいますか、

技術的な内容になりますので、私のほうでもそう

いうような立場から逐次質問をしてまいりたい。

そこで、まずお伺いいたしますのは、現行法

に三十一号証書というものがございます。いまま

で実際の実務に当たる税務署の人たちもその取り扱いに困る、実際は通達やその他によって、ある

いは判例等によって状況を補完しなければならな

いというような内容のものでございますが、今回

この三十一号証書が全面改正の中でどのように法

律の中に入らわれているのか、これについてまず

承っておきたいと思います。

○塙崎政府委員 御指摘のように、三十一号証書

をめぐらましての争いは非常に多かつたわけであ

ります。今回、全文改正を機会に掲名主義に改め

まして、限定列挙いたしましたものだけ課税する

という趣旨から、三十一号証書を「一方あるもの

はそのうちから拾い上げまして特掲いたしまし

て、一方その中で課税の値打ちもないようなもの

につきましては排除いたしました。

その例を申し上げますと、新たに三十一号証書

から掲名したものは、鉱業権、無体財産権、航空

機または営業の譲渡に関する契約書、これは一号

に規定してございます。その次は、証券投資信託もしくは貨物信託の受益証券、これは五号に規定しております。その次は、合併契約書でございます。そして、第六号に規定してございます。その次は、継続的取引の基本となる契約書、これは八号でござ

ります。その次は信用状、これは十二号でござります。それから、租賃権、採石権、漁業権などは入漁権の設定または譲渡に関する契約書、十四号でございます。無体財産権の実施権または使用権の設定または譲渡に関する契約書、十四号でございます。債務の保証に関する契約書、十五号に規定してございます。委任に関する契約書、十七号でございます。物品または有価証券の譲渡に関する契約書、十九号でございます。債権譲渡または債務引受けに関する契約書、二十号でございます。配当金領収証、二十一号でございます。

なお、三十一号証書からこれまでの課税の経緯から考えましてはずしましたのは、共済証書、身元保証書、権利の消滅に関する証書、労働協約書、工事負担金契約書、以上でございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、非常にこまかなる質問になつてしまいますが、例のガソリンの給油券はどういうような措置になつておりますか。

○塙崎政府委員 私が国税庁におつたときには給油券の通達が出るか出ないかということで検討中でございましたが、今度の改正の結果は、給油券ははずされることになります。

○村山(喜)委員 旅行あっせん業者が発行いたしましたが、旅館の引きかえ券というのがあります。前は三十一年証書として指定しておきましたね。

○塙崎政府委員 明白に譲負に関する契約書に該当すれば別でございますが、一般的にクーポン券は非課税になつております。

○村山(喜)委員 例のワイヤーシャツとか洋服なんかの仕立て券はどういうふうになつておりますか。

○塙崎政府委員 監査に關しますところのサービスを請け負うという意味におきまして、私は、請負契約書に入ると思います。

○村山(喜)委員 そこで、印紙税法の中身を見ましても、何といふんですか、非常に解釈の幅が広過ぎて、一体どういうようなものはどの何号に入れるのかはつきりわからないことが多いわけです。

そこで、その内容について、たとえば十七号の

委任の場合等は二十円の印紙をはればいい。ところが、請負ということになりますと、これは非常

に金額がかさみまして、二十円から二万円というふうに今度拡大をされている。そうなつてしまりますと、一体請負と委任とはどういう関係にあるんだということをこの際やはり明確にしておかなければ、それを実際適用いたします場合において困ると思うのです。今回は、映画出演契約書といふようなものは、俳優と映画会社との間の請負契約だということで当然新しい請負条項に入つてまいるわけありますし、あるいは放送契約書、これもその中に入るだろう。あるいは広告をいたしますという広告契約書、こういうような関係のものもいわゆる請負契約といふ中に従来入れてありました。そういうようなことから、一体これはどういう関係になるのか、今度法律を全文改正されるとどうですか、それがどういう関係で成り立つかということをこの場合明確にしておかなければ、実際処理に当たります者たちが困るわけだと思います。権利義務の関係が発生いたしますので、そういうような点から困るわけです。

それで、従来これは請負の部類に入っているんだといふことでわれわれは聞いておりました、たとえば洋服の仕立て加工承り証といふようなものは、今度はオミットするとおつしやいましてたね。そうしますと、工事施行に伴う電力需給契約書といふのは入りますか入りませんか。これはいままでは請負の中に入るんだということで解説等はなされているわけです。

○塙崎政府委員 電力需給契約書、これは双務契約書の典型的なものだと思いますので、請負契約書の中に入ると解釈せられます。

なお、いま御指摘の点でございますが、非常に大事な点でございまして、私どもも今回全文改訂にあたりましてはその点に相当配慮をしたつもりでございます。基本的には、民法の請負、委任という定義を私どもも採用せざるを得ない。民法の請負という概念は非常に広いことは、御案内のとおりでございます。そこで、お尋ねの請負と委任との区別は、御案内のように、委任とは当事者の一方が相手方に事務を委託するということでご

ります。請負は事務の完成を目的とするものであります。こういう点で区別されるといわれております。受任者は委任事務の処理のために費用を要するときには当該費用の前払いを請求することがあります。請負人は仕事の完成がなければ報酬の請求ができない。典型契約の民法の解釈は御案内のところとおりでございます。しかし、こういう解釈は別としましても、実はなかなか個々にわたりますといふいろいろな混合契約的なものが出てまいります。

ところで、私どもが今回配慮いたしました一点といたしましては、いま御指摘のように、委任ならば二十円、請負に関する契約書は段階的な階級定額税率、これは民法の定義以上の非常な差が出でてくる。そこで、考えましたのは、大体委任とかいうものは請負と違いますと意味においての請負契約だと私は思います。かいいだらうということも考え方ですが、これが二十円、こんなような点を着目いたしまして、委任との関係も非常に微妙でございますので、百万円未満の請負ならば、委任とのバランスを考えて二十円、こういうふうにいたしまして、両者のバランスができる限りとろう、こういうつもりであらわしております。

なお、第二段と申しますか、野球選手の役務の提供を内容とする契約、これも、中身は問題はございませんが、相当高額のものがある。雇用あるいは委任とか、いろいろな解釈ができる場合もありますけれども、こういったものは、主としてサービスの提供を請け負うという意味におきまして、請負にしたほうが世の中の常識に合致しているのではないか、こういうことで、この点につきましては法律上明らかにしようということで、少し法律上の性質が明らかでない場合に備えまして法律上の性質が明らかでない場合に備えまして、印紙税だけで明らかにしたつもりでございまして。

○村山(喜)委員 請負と委任との関係は、いま説明をいたいたとおりであるうと思うのですが、実際適用をいたします場合に非常に迷う場合が多いのでございます。というのは、文書作成者が印紙を納税しなければならない義務がいつ発生するのですか。

○塙崎政府委員 文書を作成したときでございます。

○村山(喜)委員 そうすると、その場合は、文書

完成後でなければ報酬の請求ができない、こういふことになつておりますが、具体的にこういうような場合は請負に入るのですか。放送契約書、広

告業者と広告をしたいという人と、それから放送契約だということで当然新しい請負条項に入つてまいるわけありますし、あるいは放送契約書、これもその中に入るんですか。

かわしたときに発生するのですか。

○塙崎政府委員 さようでございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、これは、法

律の解釈の上からは請負者は当該費用の前払いを進行して一定のところ打ち切るということは、そこででき上がったそれ自身を完成したものと見ても十分成り立つことではないか、こういうようになります。

○村山(喜)委員 そうすると、広告契約書もそうですね。

○塙崎政府委員 委任の場合、代理店の事情その他デリケートな場合もございましょうけれども、一般的に申せば、広告を請け負うという意味においての請負契約だと私は思います。

○村山(喜)委員 エレベーターの機械の補修契約書というはどういうになりますか。

○塙崎政府委員 請負契約に該当すると思います。

○村山(喜)委員 一軒の家をつくるのに、普通は請負だということで発注しますね。だけれども、出来高払い制というのですか、完成前に、ここまでできたからそれによつて支払いをいたします、こういうことで、工事の現在の施行の段階においての前払い制がありますね。でき上がってから残りを支払います、こういうことになりますと、これは委任ですか請負ですか。

○塙崎政府委員 私は、一つの完成基準と申しますか、進行基準と申しますか、進行基準による請負だと思うのです。でき上がつた部分を一つの完結したものと見まして提供するところの請負契約だと思います。

○塙崎政府委員 そうすると、その場合は、文書

契約が下請まで含めましてたくさんの方々と行なわれることも非常に多い事例でございまして、その一つ一つが請負契約に該当する、こういうように考えられると思います。

○村山(喜)委員 どうも質問の内容がきわめて具体的にこまかい内容にわたって恐縮なんですが、法律そのものがそういうような内容のものですから、その点は御了承願いたいと思うのです。

そこで、文書税として、補完税としての性格を持つているこの印紙税なんですが、やはりこれの限度というものをどちら辺に置くかということが非常に問題であろうと思うのです。今回の場合に二万円というようなものもあらわれておるわけ

ですね。それで、そういうものがはたして適當であるかいかという判断の基準と申しますか、これは一体どこに基準を設定をされてこういうような改正をされたのか、これについて承りたいと思います。

○塙崎政府委員 非常にむずかしい御質問でござりますが、まず第一には、これまでの税率がどんな負担関係にあつたか、それがまた経済に対してどういうふうな影響をしておつたかということをまず第一の判断の基準だと思います。そして、第二には、その税率がきめられたとき以降の経済の発展状況、これを考えまして、どの程度の税率を新しく盛り込んだらいいのか。こういった二つの角度から大体きめられるべきものだ、かように私は考えております。

○村山(晉)委員 所得なり物価水準というものを一つの基準としてお考えになつたのだという法案説明をなさつたのですね。そうなりますと、いわゆる所得は一応の統計的なものがありますし、物価もあるのですが、物価が上昇をしたから印紙税も上がるのだ、こういうような考え方に基づいて出されるわけですか。

○塙崎政府委員 御案内のように、たとえば一通十円という表示をいたしておしまして、これを貨幣価値——おそらく、きめたときには、その当時の貨幣価値で十円ということを念頭に置いてきめたと思うのでござります。そしてまた、歳入をそれで予定しておつたと思うわけでございますが、そういう貨幣価値の変動がございまして、一通十円ということで据え置きますと、これはもう負担の面から見てもおかしくなりますし、また、国の歳入の見地から申しても非常に実際にそぐわない税収になる、こういうことだと思います。私どもは、インフレ時代には、昭和二十三、四年くらいまでは、毎年毎年、こういった低額税率につきましてはインフレーションの程度に応じまして上げてまいりました。その中では、印紙税ではなくどん進んでまいりますのでわざかな税収になつて、酒税までも上げないと、やみ物価のほうがどんどん進んでまいりますのでわざかな税収になつ

てしまふし、税負担といたしましても消費者には非常に軽いものになる。こんなような関係で過去には貨幣価値の点を私どもは非常に注目いたしましたが、今度はもうそういうような必要性がない、

こういうふうに見てさしつかえないです。私は当時二課長でございましたが、この印紙税は、理由から五倍に上げて、二円の税率を十円に上げまして、現在までに至つておるわけでございま

す。

○村山(晉)委員 先ほど私がお伺いしましたときに聞き漏らしたのですが、仕立て券というものが例の三十一号証書で処理されておりましたね。これはどういうふうに今後はなるのですか。

○村山(晉)委員 それと、乗車伝票、タクシーなどに乗る場合の乗車伝票ですね。こういうようなものは今度は何号証書になるのですか。

○村山(晉)委員 こういうような具体的なものが先ほど説明の中では抜けておつたと思うのですが、これはどういうふうになりますか。

○塙崎政府委員 先ほど来御指摘の三十一号証書には、証書という理由で、いま申されました仕立券あるいは給油券、こういったような、一方的に物品あるいはサービスを提供することを約する証書も入つてゐたのであります。仕立て券は、御案内のように請負に関しますが、今回の契約書ではないというふうなことです。一方で、それは物品切手ではありませんけれども、まず第一に、売買契約書に該当するかしないかといいますと、これは売買契約書、双務契約的なものではございません。それに該当いたさない、こういうことにまず第一になれるわけでございます。第二には、物品切手となる

○塙崎政府委員 クーポン券にも種々の形態がありますけれども、まず第一に、売買契約書に該当するかしないかといいますと、これは売買契約書に入らないと思います。一方で、それは物品切手に入るかということでございますが、サービスの給付を証する証書はそれに該当しないことになりますので、いざれもそれは入らない、こういうことになります。

○村山(晉)委員 そういたしますと、それは整理された、こういうふうに承つてよろしくおこなわれますね。

○塙崎政府委員 三十一号証書の広範な解釈の中に入つておりますものとして整理をしたこととは間違ひございません。

○村山(晉)委員 ほかのものでもこれは新たに追加するなりしてはいられないわけですね。従来は三十

一号証書として印紙税を納めなければならなかつたが、今度はもうそういうような必要性がない、

○村山(晉)委員 こういたしますと、百貨店等の商品券というものがござりますね。商品券は物品

給付請求権を表示する有価証券だということ

今までには物品切手の代表的なものとして取り上げられておつたのですね。ところが、そういうようなものは今度はやはり物品切手として残るわけで

しょう。ところが、買い物のクーポン券

等のものは、一体これは物品切手としての取り扱いを受けるのか受けないのかという問題があるかと思うのですが、いまのようなものと同じような性格を備えるものだと私は思うのです。従来は一定限度まで掛け売りを約して発行されるものは物品切手ではないという解釈でございましたね。この前、今度の税制改正の説明のときに、クーポン券というものは物品切手の中に入れて考えるのだというようなことをたしか承つたように記憶しているのですが、その取り扱いはどういうふうにされるのですか。

○塙崎政府委員 クーポン券にも種々の形態がありますけれども、まず第一に、売買契約書に該当するかしないかといいますと、これは売買契約書、双務契約的なものではございません。それに該当いたさない、こういうことにまず第一になれるわけでございます。第二には、物品切手となる

○塙崎政府委員 バランス、これはいろいろな考え方でございますが、物品切手は、御案内のように、金を前払いをいたしまして、そして、物品の給付を請求する証書、請求権を表示する証書をいいます。仕立て券は、御案内のように、別に金を払つていくものでなくわけでございます。ところが、クーポン券は、御案内のように、別に金を払つていくものでなくわけでございます。そこにバランスと申しましても

○村山(晉)委員 私はやはり、従来は三十一号証書とみなしまして、その間ににおける物品切手との間のバランスをとつておつたと思うのです。ところが、そういうような仕立て券とかクーポン券が三十一号証書からはずされた。けつこうなことだ

三十一号証書からはずされた。けつこうなことだと思ふ。そういう意味においては、ただけれども、物品切手としての商品券等は、そういうふうになつてまいりますので、勢い今度は営業の形態

うになつてしまりますと、勢い今度は営業の形態という面からそういう方向に移行していく

○塙崎政府委員 バランスをとる意味においてクーポン券も今まで三十一号証書として入つておつたというお話をございますが、そういつたバランスも大事でございますが、おそらく、いままでの私どもの印紙税の解釈では、すべての文書は何らか財産権の創設、移転、変更、消滅に関するものだという意味で、定額の十円を課税しておつ

たと私は思うのでございます。ところが、物品切手は、御承知のように百分の六というきわめて低率の、いわば百貨店税のようなものでございまして、これとのバランスをとるといつても、なかなか十円くらいではバランスがとれるものではございません。むしろいま申しましたように、課税の趣旨は、三十一号証書というものが非常に広範な、印紙税のすべての文書に課税するという趣旨から来ておる、こういう意味でございますが、今回は、私どもは、支払い能力、それからまた課税上のトラブル、これを考えますと、明確にしたほうがよからうということで明確にし、除外したわけでございます。

若干の移動はあるかもしませんけれども、いま百貨店がクーポン券のほうに変わると、金も支払わないで掛け売りの証拠みたいなものに変わると、いうふうなことには、私は直ちになるとは思いません。○村山(高)委員 ジャ、次にまいりますが、現行法の第五条の整理をされたわけですが、この中で、前はいわゆる労働金庫等に対するところの特別な措置が多事項がすらりと掲載されているのを整理され、そして別表の一から三にかけるそういうような整理をされたわけですが、この中で、前はいわゆる労働金庫等に対するところの特別な措置が現行法の五条ではあるわけですね。ところが、法案の六十ページの二十三号ですか、「信用金庫その他政令で定める金融機関の成する預貯金通帳」というふうなことで、労働金庫等の名前がなくなつておるわけですね。

そこで、一体これが政令の中でどういうふうに考えられるかということが問題になろうかと思うのですが、私が御質問しようと思っているのは、現行法の五条では非常にたくさん列挙されてありますので、一体どういうふうなものがどの事項に該当するのだということが明文化されておるわけですけれども、しかし、今度整理合理化するということ、法体系の上ではなるほど整理合理化されていると思うのですが、それが政令に委任をするような事項も中にはあるわけです。そうなつてま

いりますと、現在までそういうふうにして、何といいますか、保護されておったものが、政令の段階で落とされる心配というものはないのかどうか。この点については、政令をつくられる場合等における問題として、現行法でそのような措置がとられたものは全面的にこれを認めていく方針であるのかどうか、この点を明らかにしておいていただきたい。

○塩崎政府委員 現在印紙税法は、過去の沿革もございますが、いま申されましたような非課税法人あるいは非課税証書、これは一々法律で書いていくよう慣習が相当これまで行なわれてきております。そのため非常に税法がわかりにくくなっています。これが第二点でございます。第二点は、各種の法律をつくります際にも、一度また印紙税法を附則で直さざるを得ない。そういたしますと、ほかの法律なりまたほかの委員会にかかるつていくことにもなりますので、その点がどうも非常に繁雑であり、時期的にも問題でございます。そんなような意味で、今回は、他の法律とのバランスも考え方として、はなはだ恐縮でございます。

○村山(高)委員 じゃ、次にまいりますが、現行法の第五条の整理をされたわけですが、この中で、前はいわゆる労働金庫等に対するところの特別な措置が多事項がすらりと掲載されているのを整理され、そして別表の一から三にかけるそういうような整理をされたわけですが、この中で、前はいわゆる労働金庫等に対するところの特別な措置が現行法の五条ではあるわけですね。ところが、法案の六十ページの二十三号ですか、「信用金庫その他政令で定める金融機関の成する預貯金通帳」というふうなことで、労働金庫等の名前がなくなつておるわけですね。

そこで、一体これが政令の中でもどういうふうに考えられるかということが問題になろうかと思うのですが、私が御質問しようと思っているのは、

現行法の五条では非常にたくさん列挙されてありますので、一体どういうふうなものがどの事項に該当するのだということが明文化されておるわけ

が、別の人格をとりましたので、これを新たに指定期いたしました。そのほか、やはり国とは別人格においての日本中央競馬会、さらにまた、國の行なう事業を代行してやつておるという意味におきまして土地区画整理組合、この三つを追加いたしました。さらにまた、これは從来は出資証券のみが非課税となつておりますが、御案内のように國鉄が非課税法人となつております。そういう意味で、出資法人のみが非課税となつております。したがいまして、四つ追加したと言つていかと思ひます。

○村山(高)委員 次は、非課税文書の追加でございますが、社会保険診療報酬支払い基金が市町村その他の保険者との間で業務委託契約を締結する際の契約書を、健保組合との権衡から非課税とする必要があると考へましたので、これを追加いたしてござい

ます。○村山(高)委員 今回追加されたものは、それぞれの理由が明白でありますので問題はないわけですが、ここに掲示されてあります中で、まあ行政監理委員会あたりでも、一体この公社、公團といふの業務は、どういうような業務をやり、どのようになります。そこで、これは現行の法律そのままを政令に乘つけていきたい。したがいまして、御指摘の労働金庫は、私どものいま予定しております政令案の、預金通帳の非課税となる金融機関の範囲の中にこれは当然予定しておるのでござります。

○村山(高)委員 そこで、今度新たに追加されま

した非課税法人と非課税文書の内容ですね。ちょっと、新たに追加されたものを説明願いたい。それから、その必要性……。

○塩崎政府委員 非課税法人をこれまでのバランスから見まして追加いたしましたのは、まず第一に港務局、御案内の港湾工事等をやります港務局、これは国といつてもいいわけでございますが、それをもとにした法律をつくつておるのかわからぬという

をしなければならぬのか、その必要性については全部調査をされておいでになりますが、

○塩崎政府委員 法律を各省がつくりまして、このような特殊法人をつくる。その際には、その設立の目的あるいは業務内容、これらにつきまして十分詳細に私ども意見を拝聴いたしまして、これまでの印紙税法の考え方の中に入るかどうか、これは非常な論議をかわすことは間違いございません。ただ、その後実際にこれがどう活動していくかという点は、ときどきいろいろ話を聞きました。されど、印紙税法の考え方の中に入るかどうか、これは非常に論議をかわすことは間違いございません。ただ、その後実際にこれがどう活動していくかと、これは非常に促す程度のことはあります。ただし、行政管理厅のようないくつかの法律なりまたほかの委員会にかかるつていくことにもなりますので、その点がどうも非常に繁雑であり、時期的にも問題でございます。そんなような意味で、今回は、他の法律とのバランスも考え方として、はなはだ恐縮でございます。

○村山(高)委員 今回追加されたものは、それぞれの理由が明白でありますので問題はないわけですが、ここに掲示されてあります中で、まあ行政監理委員会あたりでも、一体この公社、公團といふの業務は、どういうような業務をやり、どのようになります。そこで、これは現行の法律そのままを政令に乘つけていきたい。したがいまして、御指摘の労働金庫は、私どものいま予定しております政令案の、預金通帳の非課税となる金融機関の範囲の中にこれは当然予定しておるのでござります。

○村山(高)委員 そこで、今度新たに追加されま

した非課税法人と非課税文書の内容ですね。ちょっと、新たに追加されたものを説明願いたい。それから、その必要性……。

○塩崎政府委員 非課税法人をこれまでのバランスから見まして追加いたしましたのは、まず第一に港務局、御案内の港湾工事等をやります港務局、これは国といつてもいいわけでございますが、それをもとにした法律をつくつておるのかわからぬという

ことになりかねない。したがいまして、これはやはり、今後あなた方が実際これを適用される場合に、もっと厳密に内容を調査されまして、チェックされる必要があるうかと思うのです。そのことだけ私は申し上げたいと思いますが、その気持ちで取り組んでいただけますかどうか。

○塙崎政府委員 今回はもう全文改正に若干忙殺された感じでございまして、おっしゃるような非課税法人の中身あるいは非課税文書の実態、これらについての検討は、先生のおっしゃいましたように十分でない面のあることは私も認めるわけでございます。今後私どもは、やはり実態に即するような税制が大事でございますので、今後そういった角度からの検討は続けていきたい、かように思います。

○村山(喜)委員 前は、労働契約に基づくものだとして、雇用に関する証書の中で三十一号証書と

して労働協約等は処理されてきたわけですが、今までからこれがはざされるということを先ほど説明

で承りました。それとの関係で、労働慣行の中であります委任状というものがあります。いろいろな問題を委任を受けて交渉をする、こういうような場合には、やはり委任状には委任に関する条項で二十円の収入印紙をはらなければだめなんです。

○塙崎政府委員 委任状という広範な規定のしかたでございますので、株主総会の委任状のみならず、広い意味の委任状はこれに該当いたすと思いまますので、二十円の印紙をはつていただきたい、こういうことにならうかと思います。

○村山(喜)委員 そこで、私はふしげでならないんですね。労働協約ができた、これは当事者間で労働契約の形になつておるわけですが、これをはずしたということは非常にいいと私は思うんです。だけれども、それと関連をするような、別に

委任を取りつけて、そして交渉に行く、その場合にやはりそういうような収入印紙を一々はらなければならないのか。非常に繁雑でもあるし、もし

うそういうようなものは労働協約締結の分が三十一号証書からはずされたわけですから、當利を目的としないようなものについては、これはもう必要なじやないかと思うのですが、いかがですか。

○塙崎政府委員 おっしゃる実質的な意味は私も十分理解できると思うのでございます。ただ、印紙税というこの性格を考えてみると、やはり外的な文書の性質に着目した税、そこに多分の問題はありますとも、やはり形式的な委任状といふところで割り切る。委任状といっても、こういったものはどうか、こういったものは入れ、こ

ういったものははずすということになりますと、また執行面から見ても非常なトラブルが起ころ。

○村山(喜)委員 さういった意味で、ひとつ長年の分類を尊重していまして、この際は外形を基準として、委任状となれば全体的に考えざるを得ない、こういう考え方だと思うのであります。

○村山(喜)委員 これは、広い意味においては労働権というのも財産権の中には入るとは思いますが、それとも、言うならば、一つの人権として、生存権としての労働権だと私は思うのです。したがいまして、身分に関する問題等を取り扱うので、あなたの委任状をくださいとかなりに私がそれをいただきました、そして私がその人にかわりまして交渉をするというのが今日労働慣習として成り立つておるわけですね。その場合、今まで労働契約の条項がありましたから、そういうような労働協約等に対しても三十一号証書として印紙をはらなければならぬといふこととで処理されてきたの

うことです。あくまでも、それは生まってきたのでありますけれども、その点は法律上一定の制約があることを御理解願いたいと思うわけでございます。

○村山(喜)委員 どうも私は納得できないのですよ。大体、財産権の創設等にからむ問題としてこの印紙というものは生まれてきたのでしょうか。

○村山(喜)委員 だから、これは明らかに身分権、身分権というよりも人格権ですよ。生存権なんです。労働運動の中において委任状をもつてくる。何というのですから、それとの同じ面における共通の場として、そういうようなものをやるために一つ一つ委任状に

収入印紙をはらなければそれは成り立ちませんぞだけれども、これは今度は整理をされたわけですね。

○村山(喜)委員 そういうのは、これはやはり問題があるのでないであります。そういうような形において押えつけようといふような考え方ではないのでしょうか、財産権の移転その他の流通段階における捕捉を中間段階でしようというのとは筋合いが違うのではないかと

ういうふうな考え方ではないわけでしょうが、財産権についての具体的な問題等については、これはやはり、そこには人格権というものが、生存権ですから

発生するんじやないか。だから、法律のスタイル

でありますし、もう少し運用の中において検討をしていくようを要望申上げます。

○村山(喜)委員 次に、従来学校債というのがありますね。これ

思うのです。これはやはり法律の解釈の中で措置ができるのではないかと思うのです。労働に関する事項というのではありますけれども、片一方ではこういう委任状を含めるということはおかしいと思う。これは株主としての権利行使をするものとは違うと思うのですよ。そういうような点はやはりどうでしょうか。実情に応じてこれを解釈をするというわけにはまいりませんか。

○塙崎政府委員 解釈というわけには、法律に委任状と書いておりますので、私はできないと思いません。まあ今後の検討問題として十分検討しなければならぬとは思いますけれども、ともかくも、財産権の創設、移転に関する事項とては、これまで身元保証書まで含めて課税しておったわけですが、今般掲名主義に改める際に、そういう社会的に問題になるようなものはございません。しかしながら、委任状全般につきましては、いろいろなケースがあるから、これはやはり外形で委任状に該当いたしますれば課税物件に該当する、こういうことを考えておるわけでございます。一度その内容につきまして判断することも非常にトラブルを起こします。何回も繰り返しになりますけれども、今後十分そのような執行上の問題といたしまして検討してまいりたい、かように思います。

○村山(喜)委員 この問題は、いまお話をありましたように、身元保証書ですか、こういうものもはずしたのですからね。そして労働協約もはずしたのですから、やはり、人格権に伴うようなものは、委任状といふものも私ははずすべきだと思ふのですよ。そういうようなものはひとつ、これから具体的な事例等もたくさん出てくるだろうと思ふいますし、もう少し運用の中において検討をしていくようを要望申上げます。

は、私学あたりに子供たちを入学せしめる場合には、学校債という形で引き受けをせざるを得ない。これも、いままでの取り扱いは、今後有価証券的な働きをするものについては云々ということです、債券に該当するのだということで取り扱いをされておりましたね。そうなつてまいりますと、今後はこれは五号証書として取り扱いをするのですか。非常に問題がありますのは、強度の有価証券を備える学校債券は債券に該当するという解釈でやられたわけですけれども、こういうようなものは、父兄を対象にして資金調達をやるという形の中で規制をしなければならない筋合いのものかどうかですね。五号証書として今後取り扱いをされるつもりですか。

○塙崎政府委員 これまで学債は印紙税の対象としておりましたが今度の規定のしかたでは、五号には少なくとも入らないことでございます。

五号は社債券となつておりますので、学校は会社でもございませんので商法上の社債を発行することはできません。問題は、消費貸借に該当することになるかならないかということございますが、それは契約の態様によろうかと思います。

○村山(喜)委員 これは、父兄を対象にして資金調達いたすわけですから、借りましたという消費貸借の対象として当てはめようと思えばできぬことはないでしょ。そういうような考え方で処理されるのですか。

それはあとで答弁を願うことにいたしまして、時間がありませんから引き続いでお尋ねしてまいりますが、今度租税特別措置法で、御承知のように漁協等の合併促進というのがありましたね。そういうような立場から、農業協同組合なりあるいは漁業協同組合、そういうものの合併に当たっては租税特別措置法の恩恵を与えるわけですね。そういたしますと、現行法の二十六号、新しい六号、七号ですか、これによりますと、合併契約書、それから定款、これは十円を千円に引き上げるようになつておりますね。そういうようなことで、印紙税は百倍に引き上げる。この中に入るの

ですか。

○塙崎政府委員 六号の合併契約書については、法律に基づきますところの特別法人、たとえば協同組合、これらの合併は入らない。いわゆる商法による会社、それから有限会社、相互会社、いわゆる當利会社に限定されておりますので、六号の合併契約書には入りません。

○村山(喜)委員 入らないということはどこでそういうふうに限定しているわけですか。

○塙崎政府委員 五十四ページの六号の三行目に合併契約書の定義がございます。それに、合併契約書とは商法第四百八条第一項云々というふうに、當利会社に限定するような書き方をいたしております。

○村山(喜)委員 最後に一つだけお聞きしますが、印紙税収入の課税捕捉率というのはどのくらいになつておりますか。

○塙崎政府委員 これも、印紙税の捕捉率がしばしば問題になるわけでございます。私どもこの捕捉率について知りたいと思うのでござりますが、捕捉率がわかればもう少し收入も上がるわけですが、実は相当な脱税があるやに言われております。多分に受け取り書とかいた面、あるいは解説の非常にむずかしい面、これらについて、課税漏れがあるようになります。しかしながら、御案内のように、株券とか社債券とか、あるいは預貯金の証書、これらのが課税物件としてはウェートが高いとと思うのでござります。しかしながら、御案内のように、印紙税も印紙の形で収入しておられますので、印紙登録税も印紙の形で収入しておられます。印紙収入は印紙税だけではございません。印紙税は三百四一千億円ございますが、そのうちの印紙税は三百四十三億でございます。そうして、今回の二倍引き上げによって引き上りますところの印紙税だけの増収見込み額は約百十一億円、こういうふうに考えております。これは、階級定額のものもございますので、必ずしも全部が倍には引き上がらない。さらにまた、御案内のように、受け取り書の免税点は三千円から一万円に引き上げた。したがって、全体としては、二倍の増収にはならないで、約三〇%の増収であります。

○村山(喜)委員 三分の一程度が増収になる。そういたしますと、こまかい資料になると思いますが、何冊による分が幾ら、何が幾らというのをそこに積算されておる数字があると思うのですが、

○塙崎政府委員 それは捕捉率にも関係するようないいことによつて印紙税の納稅が担保されおるわけでございます。私は、言われるほどではない、こういうふうに見ております。

○村山(喜)委員 言われるほどのものはない、し

かしわからぬ、こういうようなさっぱりわからぬ答弁で、まことに政治的な答弁だと思うです。

が、現行法によるものが一千六十三億でしょう。今度大体二倍に引き上げておきながら法改正によって百五十一億增收になる、それがどうも私たちにはわからないのです。整理合理化をしたとおっしゃるだけでも、そうたいして整理合理化されていない。まあクーポン券とか仕立て券とか、あるいは乗車券とかガソリン給油券くらいが合理化された程度で、あとはほとんど倍に引き上げ、あるいは中には百倍に引き上げたようなものもあるわけですが、それにしてもえらく収入の伸びは低く押えておるのですが、これは一体どうい

うような積算に基づいてこのようにされたのですか。

○塙崎政府委員 私ども御提出申し上げておりますところの租税及び印紙収入の予算の説明からそいうふうに奇異に感ぜられたと思うのであります。租税及び印紙収入は、実は印紙税のみならず、印紙登録税も印紙の形で収入しておられますので、印紙収入は印紙税だけではございません。印紙税は三千億円ございますが、そのうちの印紙税は三百四十三億でございます。そうして、今回の二倍引き上げによって引き上りますところの印紙税だけの増収見込み額は約百十一億円、こういうふうに考えております。これは、階級定額のものもございますので、必ずしも全部が倍には引き上がらない。さらにまた、御案内のように、受け取り書の免税点は三千円から一万円に引き上げた。したがって、全体としては、二倍の増収にはならないで、約三〇%の増収であります。

○村山(喜)委員 三分の一程度が増収になる。そういたしますと、こまかい資料になると思いますが、何冊による分が幾ら、何が幾らというのをそこに積算されておる数字があると思うのですが、

○塙崎政府委員 それは捕捉率にも関係するようないいことによつて印紙税の納稅が担保されおるわけでございます。私は、言われるほどではない、こういうふうに見ております。

○塙崎政府委員 それは捕捉率にも関係するようないいことによつて印紙税の納稅が担保されおるわけでございます。私は、言われるほどではない、こういうふうに見ております。

一応

の推定を加えましてつくつたので、非常に古いときの課税の実態から見込んでおりますので、御要望のような資料になるかどうか疑問でございます。

○村山(喜)委員 どうも塙崎さんの答弁みたいでない答弁をされるわけなんですが、やはりこれ

は、こうして法律として全面改正をされるわけですから、今までの見積りは、こういうふうにわれわれは捕捉をしておるのだということで、ここにお出しをいただくのが当然ではないでしょうか。非課税法人等の追加等も出されたわけだし、あるいはまた非課税文書の一覧表も追加して出されておるわけですから、これらに伴う分がいままだ幾らあつたのがこういうふうになるのだと、いう一つの見込み数字だけでもけつこうですか、後ほどお出しを願いたいと思うのです。

もう時間がありませんのでこれで私はやめますが、いま印紙関係を取り扱つておる業界のほうからは、別に今度のこれに対しても取り扱い手数料とか、そういうふうなものは変わりませんか。今度のこれをやりますと、納入の方法についてこれが簡素化される。これに伴います影響といふものが、それらの取り扱いをされていらっしゃる人たちの上にはあらわれてくるのではないかろうかと思うのです。そういうふうな影響度合いといふものは、どうふうにお考えになつておるか、それを最後に説明願います。

○塙崎政府委員 印紙売りきばき人の手数料の問題の御指摘でございますが、現在のところ、取り扱い手数料を変えてくれといふ要請はございません。印紙税も、また登録税のほうも、定額制部分は税率引き上げになつておりますので、そういう面からは自然と増収が出てくるかと思います。一方、現金納付の範囲が若干広がるといふようなことで、大体相殺する要素が働きますので、私は、影響もない、むしろ手数料としてはふえるような傾向でないか、こういうふうに見ております。

○村山(喜)委員 私は、この納付方法の合理化に

伴いまして現金納付のほうがかえつてふえてくるのではないかと思うのです。そういうようなところから、収入印紙等の売りさばきをしている人たちが、あなた方のところにまでは声が聞こえていないかもしけれども、今度のこの法改正については問題があるのだということを指摘をしているよう承っている。そういうような点については大体どういうような見込みになるのか、いまのところではかえつて手数料はふえるだらうという見方をしておられるようですが、もしそういうような見方を裏づける資料がありましたら、これまたお示しをいただきたいと思うのですが、そういうふうなのはありますか。

○塙崎政府委員 これもまた推定でございますので、私どもの経験によります推定資料を提出したいと思います。

○村山(亮)委員 では、終わります。

○内田委員長 次は、堀田雄君。

○堀田委員 今度の印紙税法で特に私罰則の問題を少し取り上げておきたいと思うのでありますけれども、これまでの印紙税法では、十一条、十二条、十三条、十三条の二といふところで実は罰則を規定をいたしております。今度の印紙税法改正の中の一つの問題点として、刑法三十九条一項の適用の問題がこの中に導入をされておるわけでありますけれども、ちょっとお伺いをいたしたいのは、最近の過去五年間でけつこうですから、印紙税法十一条、十二条、十三条、十三条の二に該当する犯則があつてその処分を受けたものは一体どのくらいあるのでしょうか、お答えを願いたい。

○塙崎政府委員 犯則検挙件数、これは三十六年から四十年までの実績しかわかりませんので、四十年で恐縮でございますが、三十六年、六万五百八十三件、三十七年、八万一千二百九十九、三十八年、九万一千五百八十、三十九年、八万七千五百八十八、四十年、七万六千百十七で、うち通告処分になりましたものが、三十六年は五万九千三百八十九、三十七年、七万九千四百九十七、三十八年、八万九千四百十九、三十九年、八万五千三百三十

八、四十年、これは繰り越しの関係で若干オーバーしておりますが、七万六千四百二十六、以上でござります。

○堀田委員 そこで、今度の第二十二条、これは刑法三十九条一項との関連で出てきたものでありますけれども、「偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者」、こういう規定がついてきているだけですね。これまで、実

はこの項に該当するような形のものは、三十九条一項の適用を除外されておりますから、全部へ来るのは三万円以下の罰金または科料に処する、これが刑事罰でございます。二十二条は、すべての税法面では、一年以下の懲役または五万円以下の罰金というものは、印影の改変、計器不正操作、これはだれが見ても明らかに犯意を証明することがはつきりしたものですね。犯意を証明することがはつきりしたもののだけが懲役及び五万円以下の罰金、こういうことになつておったわけですが、今度は、「偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者」、こうなつてきたわけですね。この場合に刑法三十九条一項の犯意なきものと犯意あるものとは、今度は一体どこで区別をするのかですね。印紙がはつてあります、印紙がはつてないのは、それはうつかりしていませんでした、あるいはそこへはるとは知りませんでしたということになるのか、それはあなたは知つておったぞといったって、知つておつたか知つていいなかったかは、一体どういう処置によるのか。今度はここへ一年以下の懲役という問題が出てきておる。また、前回の印紙税法では、印鑑をつくり変える、計器を不正に操作をする、これはだれが見たって偽りその他不正の行為で印紙税を免れようとしたことが明らかである。ところが、今度はきわめて故意的な判断に待つことになると思うの

九九%までそれだと思います。

○堀田委員 法律のたてまえからして、印紙をは單純に印紙をはらなかつた者に対しますところの刑事罰は二十五条のほうで、「第八条第一項の規定による相当印紙のはり付けをしなかつた者」は三万円以下の罰金または科料に処する、これが刑事罰でございます。二十二条は、すべての税法にござりますところの、積極的な、詐偽その他不正の行為をもしまして印紙税を免れた者に対する罰則規定でございます。

なお、御案内のように、これはもう説明を要しないかもしれません、これまで、故意または過失を問わず、はらなかつたならば通告処分によりまして簡単に罰金相当額で印紙税の脱漏を補てんをしておつたことは御案内のとおりでござります。今回、そいつたことは非常に御批判が多いわけでございますので、御案内のように、国税犯則取締法という相当強力なる規定の適用をいたします関係上、納税者から、罰金相当額という威嚇的な手段は何だ、単純にはつてなかつただけでそういった強力なる手段で罰金相当額を徴収していくことはどうかという御批判もございますので、これをひとつ直接税式な過怠税で簡単に処理していく、こういうことにしたつもりでございます。されど、これがひつと直接税式な過怠税で簡単に処理していくことには、それはうつかりしていましてあるから、そこで、この二十二条、そんなことを何か特別に脱税をしようという意図で起てるといふことは、いまお話しのようにあまりないことをなんだろう。そういう意味ではその書き方はどうあつてもいいんだけれども、やはりこの前の十三条の二のようなものだけが作成のもので、あとはまあ實際にはこれまでのものを刑法三十九条の適用除外をしておくという程度でもこと足りるのではないか。どうもそこらが、大きさに二十二条に、「偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者」、「偽りその他不正の行為により第十四条第一項の規定による還付を行つておつたけれども、この中で今度の二十二条に該当するようなものがあります。これは私非常にむずかしい問題だと思うのです。

○塙崎政府委員 私も税務署長時代に初めて経験した例をいつも申し上げるのですが、間接税の係の連中が酒の検査が終りますと印紙税の検査と

いうことに移るわけでございますが、そういったむずかしい事例は一つもないわけでございます。單純に帳簿を見て、これははつてないというわけで押収してまいりまして、署長の机の前に無数の帳簿が積み重ねられるような事例がございましたが、非常にむずかしいような事例はなくして、單純に帳簿が積み重ねられるような事例がございましたが、非常にむずかしいことだけがほとんどで、

九九%までそれだと思います。

○堀田委員 法律のたてまえからして、印紙をはる、はらないという問題は、これは確かに税金なんですけれども、感覺としては税金の取り扱い的感覚を国民は持っていないんじゃないかと思うのですね。だから、それは印紙税といえば確かに税金だけれども、普通町の人たちは、印紙を買つてはるんだと思っているのですね。だから、買つてはるということが税だという感じがするのは、お互に税務署くらゐのもので、国民はそういう感覚で問題を處理していないところに多少そういう問題があるから、そこで、この二十二条、そんなことを何か特別に脱税をしようという意図で起てるといふことは、いまお話しのようにあまりないことをなんだろう。そういう意味ではその書き方はどうあつてもいいんだけれども、やはりこの前の十三条の二のようなものだけが作成のもので、あとはまあ實際にはこれまでのものを刑法三十九条の適用除外をしておくという程度でもこと足りるのではないか。どうもそこらが、大きさに二十二条に、「偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者」、「偽りその他不正の行為により第十四条第一項の規定による還付を行つておつたけれども、この中で今度の二十二条に該当するようなものがあります。これは私非常にむずかしい問題だと思うのです。

○塙崎政府委員 私も税務署長時代に初めて経験した例をいつも申し上げるのですが、間接税の係の連中が酒の検査が終りますと印紙税の検査ということに移るわけでございますが、そういった

性質もまたあるかと私は思うのであります。そういう意味で、体系の整備といいますか、全体の罰則の体系と合わしたわけでございますが、な

お、御質問の詐偽その他不正の行為で還付を受けようとした事例はまず聞いたことはございません。大勢に合わしただけでございます。

○堀委員 これは他との権衡の関係というようなことでおそらくこういうかつこになつたと思うのですが、どうもそれは、ずらつとながめて見たところでは、いまの犯意によらざるものということがあります。これまでは処分されけれども、今度も過急金といふことで、名前は罰金と過急金の相違だけれども、金を取られることは違ひないわけですから、何かそういう点では、どうも今度の改正は必ずしもそれほど罰則の点が改善されたというふうなほどにも感じない。

ちょっとこれを伺つておきますけれども、これまで不申告は一万円以下の罰金ですね。今度は三万円になるでしょう。だから、これは物価が上がつたからといえばそれは別かもしませんけれども、そういう点ではこれまでとあまり変わりがないんじゃないですかね。

○塙崎政府委員 これは、法務省の刑事局とも相談いたしまして、全体の罰金の体系と申しますか、金額のバランスをとつてつくつただけでございます。

○堀委員 バランスかどうか知りませんがね。要するに、金を取られることにおいては変わりはないですね。だから私は、あなた方のほうのそういう親心がほんとうに生きているんなら何をか言わんやなんだが、どうもこれを読んだ感じでは、取れるものは取る、ただ感じとしては別だというようない感じになるのは、私、いさきかどうもすらつと理解ができるくらいのですから、これをお尋ねをしたわけです。

最近はだんだんと物価が上がるから罰金も上昇るんだ、こういうことのようですが、これまでのものですと十一条關係は三万円だったのが、二十万円になつていますね。そうでしょ。不消印は二千円以下の罰金または料料だったのですね。これはどうなつていますかね。前の十三条です。

○塙崎政府委員 二十六条の一万円です。

○堀委員 これは一万円以下、五倍ですか。七倍になつたり五倍になつたりいろいろしているわけね。

ですけれども、このバランスはどういうことですか。これは法務省を呼ばねばわからぬのだけれども……。

○塙崎政府委員 法務省に聞いていただけば一番無難でございますが、税法の罰則の大体と合わせたわけでございます。

なお、印紙税につきましてはこういった罰則がほとんど適用になつてないと考へていただいていいと思うのです。過急税で済むというふうにお考えになつただけば、私は済むと思います。

○堀委員 まあ实际上に適用がないなら、ここで声を大きくして議論することはないと考へますけれども、こういう形のものを書くときには、法務省もさることながら、やはり実行面の問題としてもう少し考へたほうがいいのではないか。実際にあまり適用がないようなもの、過去にも適用がなかつたし今後も適用がない、そういうものを、実際に税務職員がそれほど熱を入れて处置をしなければならないものでもないと私は思うのです。もつと熱を入れなければならない、きのう問題提起をしたようなことがたくさんある。きのう長官から帰りに、先生、ずいぶん宿題が出ましたけれども、あれだけ宿題をやるんだたら職員をもつとふやしてくださいよ、こういう話があつた。私も宿題を出したから、職員をふやさなければならぬのですが、こういうつまらぬ罰則を書いてこんなところへ職員がエネルギーを使うよりも、やより本来の国民として納得のできないような反則行為に対してもっとエネルギーをかけらむを得ないでしょが、今後の税法改正では、やはりこれまでの罰則の事例を十分調べてみて、あまり反則がない、あるいはそれを反則として処理することが必ずしもそれほど重要なことでないというようなものについては、ただ単に法務省の意向だけを聞いてここへずらずらと並べて何か法律の体系だけを整えればいいということないと私は思う。やはり実行面との関連でものを見

る法律だと思いますから、そこらは直ちに今後検討していただきたい。この罰則はあまりぎらぎらする罰則ですよ。今度まことにぎらぎらとする罰則が二十二条から二十六条までずらすると並んでも……。

○塙崎政府委員 法務局で起つたのは登録税ですか。この間こういうことがあつたのを御存じですか。法務局の職員が印紙を——印紙税は法務局が

注意を喚起して、私の質問を終わります。

○内田委員長 横山利秋君。

○横山委員 印紙をはらなかつた場合に、これの証書は無効ではありませんね。

○塙崎政府委員 無効ではございません。

○横山委員 いま堀君が言うておつたのですが、印紙税の脱税というのはどういう部面で多いのか考へますか。どのくらいありますか。

○塙崎政府委員 いま二つのタイプがござりますが、第一には、単純ななり漏れ、これは受取書などに非常に多いことはもう御案内のとおりであります。第二は、これまで三十一号証書というむずかしい包括的な掲名主義をとつておりましたので、課否があいまいであるという関係から、はつてなかつたというものが相当ござります。

○横山委員 過急税が新設されるのですが、意図的な脱税というのはどういう部面にあらわれますか。

○横山委員 私どもは、故意・過失を問わないうという印紙税法の規定に基づきまして取り締まりをしておりますので、意図的なものというのを見つけた経験はほとんどございません。

○横山委員 そうしますと、まあかりして印紙をはらなかつたという場面における脱税というものがほとんどございません。

○横山委員 そこらあたりは、私がほとんどないと言う意味は、そこを追及しなくて、單にはつてなかつたことを看目いたしましてこれまで犯則取り締まりをしてきました、こういう意味でございます。中にはこれははるべきだと思ってはつてなかつたものもあるかと思ひますが、印紙税は、そといったことよりも形式を着目して取り締まりをしてきました、こういう意味でございます。

○横山委員 しあわせとは……。（笑）

たくさんの印紙をはらなければならぬというわけで機械があるそうでありますね。その機械に伴う脱税とか、機械に伴う問題というものはありませんか。

○横山委員 印紙以外の納付方法に三つござります。税務署に来ていただいて税印の押捺を受

ら、行政面の現実の状況はあまり御存じないのであります。この間こういうことがあつたのを御存じですか。法務局の職員が印紙を——印紙税は法務局が一番多いでしょう。

○横山委員 法務局で起つたのは登録税ですね。消し印を押さずに印紙をとつておいて、そして販売しておる。

○塙崎政府委員 私はそれもよく知つております。

○横山委員 そういうことは印紙税の場合には大体ありませんか。登録税の場合はああいうようなことについてまだあると思いますか。

○塙崎政府委員 それは法務省の御意見を聞いていただけばよくわかりますが、御案内のように、登録税は、由請書に印紙をはりまして、それも相当高額な印紙が多いわけであります。そのため、たとえ消し印をいたしましても、それをときどき持ち出して菓子で消去いたしまして、これをまた販売するという事例が過去にもございました。私も宿題を出したから、職員をふやさなければならぬのですが、こういうつまらぬ罰則を書いてこんなところへ職員がエネルギーを使うよりも、やより本来の国民として納得のできないよ

うな反則行為に対してもっとエネルギーをかけらむを得ないでしょが、今後の税法改正では、やはりこれまでの罰則の事例を十分調べてみて、あまり反則がない、あるいはそれを反則として処理することが必ずしもそれほど重要なことでないというようなものについては、ただ単に法務省の意向だけを聞いてここへずらずらと並べて何か法律の体系だけを整えればいいということないと私は思う。やはり実行面との関連でものを見

ける方法、また、特定の大量の書類につきましては、税務署長の承認を得まして、数量の確認をいたしまして一定表示を業者をしてやらしめる。もう一つは、先生がおそらく心に描いておられる印紙納付計器という機械によりますところの、機械を自分のところに据えつけまして、これを印紙のかわりに表示さすやり方でございます。これは、税務署においてまず税金を納めまして、一定数しか表示できない仕組みになつておりますので、それが切れますともう一ペん税務署に申請しなければならぬ、こういった装置になつております。これで、これは私どもがやつておきました昔にはなつた制度でございまして、何かベルギーとかヨーロッパにあるということで日本にも入れた制度でございますが、それに伴いますところの脱税はまだ聞いたことはございません。

○横山委員 非常に低額な印紙を一枚ずつはつて

いくということについて、非常に非合理的といいますか、非近代的といいますか、まだまだ方法は改善の余地が幾らでもあると思うのですが、知恵はないでございます。

○塙崎政府委員 税印を押捺するのと、一定表示

の形式は整つて、その法律的效果は変わらないと申しますが、それは、それに対する一生懸命に念査する機構なり人員なりをかけるだけの値打ちがあるかどうかといいますと、それは確かに、全くかぬということもないのですから、うけれども、何かその辺は調節ができるなものだと思ひます。この点は検討されたことはありませんが、すべての商用書類が印紙をはらなければいけないということもないのですから、うけれども、ややひつかるものがあるような気がする。さて、そこで、すべての商用書類が印紙をはらなければいけないということもないのですから、うけれども、ややひつかるものがあるような気がする。さて、

○横山委員 私は、取り締まりと申しますが、長い間の慣習で、やはり印紙をはらなければ

証書としてのていさいをなさないという慣習は相

当しみ込んでおるのが実態である、これは非常に

ありがたいことだと思うのであります。それは、

過去、明治時代でございましたが、印紙をはらな

い証書は裁判上の証拠となすことを得ないという

規定がございまして、これが非常に強力な作用を及ぼしまして、いまのような習慣をつくったのだ

と思います。その規定は廃止されました、現在

では、その規定の影響かと思いますが、いま相当

そういうふうな気持ちをみな持つておるようでござります。なお、そんなような点、私も非常に

けつこうなことだと思いますが、これも、裁判上

の証拠となすことを得ないという規定が廃止され

た経緯から見ると、やはり相当な問題があつたよ

うでございます。このあたりひとつ慎重に検討し

なればならない、こういうふうに思つております。

○横山委員 この脱税の問題については間税が所

管をするわけですね。大体目に触れるものは、ほ

どんど所得税か、並びに法人税か、他の所管のと

ころで脱税かどうかということが目に触れると思

うのです。ところが、私の感覚では、そんなこと

一度考へ直したらどうか、私はこういうように思つております。

○横山委員 それから、過怠税を創設するといふんですけれども、念のために伺つておきますが、過怠税をどうしてもつくらなければならぬその積極的な趣旨

は何でありますか。

○塙崎政府委員 印紙税をこれまで維持してきたのは、先ほど申し上げましたような、裁判上の証

拠となし得ないという規定もあつたかもわかりませんが、取り締まりによりまして、はらない証

書、帳簿を見つけまして、これに対しまして罰金

も、他の方面におきましては、現状はずいぶんルーズだと思うのです。先ほど塙君が言つておりますように、それじゃそれに対する一生懸命に念査する機構なり人員なりをかけるだけの値打ちがあるかどうかといいますと、それは確かに、全體を通じますとそれだけのウエートをかけるべきものでもなかろう。そうすると、結局ある相当地域は野放しという状況になつておる。したがいまして、そういう野放しの状況をそのまま放置することはできないものですから、ある意味では下を切り捨てる、そういうことにして実態に合わせることが必要ではないか、こう思いますが、いかがですか。

○塙崎政府委員 私は、取り締まりと申しますが、長い間の慣習で、やはり印紙をはらなければ

証書としてのていさいをなさないという慣習は相

当しみ込んでおのが実態である、これは非常に

ありがたいことだと思うのであります。それは、

過去、明治時代でございましたが、印紙をはらな

い証書は裁判上の証拠となすことを得ないという

規定がございまして、これが非常に強力な作用を及ぼしまして、いまのような習慣をつくったのだ

と思います。その規定は廃止されました、現在

では、その規定の影響かと思いますが、いま相当

そういうふうな気持ちをみな持つておるようでござります。なお、そんなような点、私も非常に

けつこうなことだと思いますが、これも、裁判上

の証拠となすことを得ないという規定が廃止され

た経緯から見ると、やはり相当な問題があつたよ

うでございます。このあたりひとつ慎重に検討し

なればならない、こういうふうに思つております。

○横山委員 しかし、それは、あなたの方の提案理由から言つておるから物価に

スライドをしたということであつて、私の言うよ

うな、課税の状況の実態に合わせるという考え方

が濃厚に働いたとは思えないのですが、お

考へになつての上です。

○横山委員 規模は小さいかもわかりませんが、それなりに考えつもりでございます。

○横山委員 この点は、不十分な状況である、もう一度考へ直したらどうか、私はこういうように思つております。

○横山委員 それから、過怠税を創設するといふんですけれども、念のために伺つておきますが、お

考へになつての上です。

○横山委員 御案内のように、印紙税は二十円というきわめて低い税額でございます。そこを頭におきまして、過怠税といつましても二倍でございます。三倍となつておるうちの一倍のほうは本税のつもりでございます。そういう意味で、二十円ならば、六十円いただいて、ひとつおまえのところは印紙をはりなさい、こういうことになりますが、そのわけでございますが、しかし、六十円ではどうも執行上の費用も出ない。そこで、最低は五百円というところで納税を担保しよう。御案内のよう

に、印紙をはつていいような方をよく調べますれば、そういう慣行から見ると、どうもほかでも

はつていよいよ的な面も多分にあります。そういう面で、私は五百円というところに線を引いても

酷でないし、そういうことをしないと印紙税の納税というものは非常にルーズになつてくるといふことを、税務の経験から感じております。

○横山委員 要するに、私の意見は、印紙税法と

相当額というものでこの印紙税の納税を担保してきたことにありますと思います。その通告処分によりますところの罰金相当額にかえまして行政罰であるところの過怠税を設ける、こういう趣旨でござります。

○横山委員 過怠税がばくは少し高いように思ひます。いままで故意、過失を問わず刑事罰の対象としているが、これを故意犯のみに限定することに改める一方、過怠税を課する。だから、一方過怠税を創設するならば、他方において相当思い切つた免稅点の引き上げ、あるいは、もうこれらについては、理屈では取るべきであるけれども、もう実態に合わせてなくする、もう少しこの飛躍がないでございます。

印紙貼付のない場合は印紙税額の三倍、印紙不

消し印の場合は印紙の額面相当額、ただし印紙過

怠税の合計が五百円に満たないときは五百円とす

る、こういう過怠税を創設して、三倍までも上げなければならぬという点について、他の関連はどうですかね。三倍というものと他の法律との関係性は。

○横山委員 御案内のように、印紙税は二十円というきわめて低い税額でございます。そこを頭におきまして、過怠税といつましても二倍でございます。三倍となつておるうちの一倍のほうは本税のつもりでございます。そういう意味で、二十円ならば、六十円いただいて、ひとつおまえのところは印紙をはりなさい、こういうことになりますが、そのわけでございますが、しかし、六十円ではどうも执行上の費用も出ない。そこで、最低は五百円というところで納税を担保しよう。御案内のよう

に、印紙をはつていいような方をよく調べますれば、そういう慣行から見ると、どうもほかでも

はつていよいよ的な面も多分にあります。そういう面で、私は五百円というところに線を引いても

酷でないし、そういうことをしないと印紙税の納税というものは非常にルーズになつてくるといふことを、税務の経験から感じております。

いうものはあるけれども、大体社会常識にまかせて、印紙税法の的確な執行の方法については税務行政の中であまりウエートを占めておらぬ。そこで、全文改正をして印紙税法というものがあらためて脚光を浴びるならば、的確な印紙税の徵収ができる仕組み並びに機構というものにしなければならぬのではないか。この機会に、税務署の中であ放置されておるような状況から、取るなら取る、怠査するなら怠査する。これはもうほんとうにいつにしておこうというなら、切つてしまふというような整理がもう少しされてもいいのじゃないか。ただこの際は、物価の値上げで上げるから、ついでに古い字であるから全部書き改めたというような感じがどうも私はしてならない。これが私のきょう一番申し上げたい焦点なんです。あなたは立案の立場でありますから、本来から言うなら、執行の立場で、一体今までなおざりになつておったような印紙税をほんとうにこれからきちんとやれるのか、またやるのかといふ念押しをしたかったのであります。

○塙崎政府委員 私も、国税庁へ来て三年間ばかり

やついてまいりまして、執行面の経験もあるつもりでございます。横山先生のお話も、私どもも十分考えてみなければならぬし、また、そういう方向

に渡しまして、郵政省が印紙売りさばき人に渡す

所と申しますか、調査の重点はさいてもいいといふことにはならぬかと思うのでござりますが、か

よくな点を十分今後検討してみたいと思います。

○内田委員長 永末英一君。

○永末委員 印紙を売りさばいている売りさばき所の性格ですね。売りさばき所というのは、小売り店

みたいな感じですが、印紙、つまり税を表示した

紙を売つておるわけですから、小売り店で

はないと思うのですが、一体どういふ性格だとお

考えですか。

○塙崎政府委員 これは私どもの所管ではござい

ませんで郵政省の所管になつております。収入印

紙切手売りさばき人というような資格が与えられ

ておりますが、私もその性格を——私が申し上げ

ても権威がございませんので、一度郵政省に伺つ

てからお返事したいと思います。

○永末委員 売つているところはそうだと思うの

ですが、納税するのはいつ納税するのですか。

○塙崎政府委員 収入印紙を買ったときには納税

ではございません。文書を作成いたしましたとき

に納税義務が発生し、収入印紙を張りまして消し

印したときに納税義務が消滅する、こういうこと

になります。

○永末委員 そうしますと、普通の納税であります

印紙売りさばき人のところへ納まつた金が郵政省へ来

て、それから大蔵省へ来る、その瞬間に金が入る

のですか。郵政省へ入ったときに入つておるので

すか。どうなんですか。

○塙崎政府委員 印紙売りさばき人が印紙を売り

まして、手数料を差し引きまして郵政省に入る。

郵政省の会計になりますが、それから一定期間を

経まして印紙収入の項目として一般会計に入れられることがあります。

○永末委員 普通の税金の感覚から言うと、だいぶ

違いますね。つまり、あなたのほうが主税局で基

準をつくろ。そして国税庁並びにそのシステムで

がだんだん大きくなるに従いまして通減するよう

な形になつております。具体的に申し上げます

と、年額百八十万円までの売り上げに対しまして

は一割、それから、百八十万円をこえまして六千

万円まで、この部分につきましては八%、それか

ら、六千万円をこえる部分につきましては六%と

いうふうに相なつております。

○永末委員 それから、塙、アルコール、これも

専業ですが、その手数料は何ぼになつておるか。

○斎藤説明員 実は私は塙のほうの担当ではござ

いませんので正確なことは存じておりませんが、たゞこの手数料よりもある程度高い手数料になつております。

○永末委員 赤電話というのがありますな、政府

機関が民間のあるところへ置いておる。これも手

が、國の代行といいますか、國の収入となる收

めますと、また印紙なんてはなくともいいのだ

ということになりますと、だんだんと秩序がくず

れるかと思ひますので、これはやはりまじめに

やついていきたい。しかし、おっしゃるようによ

れば、もう少し私どもが知恵を出し、労力をさく

るのでありますけれども、そうしますと、印紙と

トと申しますか、調査の重点はさいてもいいとい

ふことにはならぬかと思うのでござりますが、か

よくな点を十分今後検討してみたいと思います。

○塙崎政府委員 印刷局でつくりまして、郵政省

に渡しまして、郵政省が印紙売りさばき人に渡す

というところでござります。

○永末委員 その大蔵省の印刷局でつくつてある

印紙といふものは、印刷局で刷り上がつた場合、

それは一体どういふものですか。

○塙崎政府委員 質問の御趣旨が十分のみ込めま

せんけれども、収入印紙の実体を備えると思いま

す。

○永末委員 ませんで郵政省の所管になつております。

○塙崎政府委員 那の印刷局で刷り上げた場合、

それは一体どういふものですか。

○永末委員 あなたは売りさばき人の手数料は何

ばかり存じですか。

○塙崎政府委員 ここにちよつと資料を持ち合わ

せておりませんが、最高九%から、だんだん上に

なりますと通減するようございますが、手数料

が定められております。

○塙崎政府委員 これは、税金といいますけれども、

税額を表示した紙であるには違いないと思うので

すが、政府がそういうものを出しておる。そして

一般的の国民はいわばその通路の一部分に関与して

おるわけですね。似たようなものにたばこがある

と思ふのですが、たばこは政府の専売であるけれども、たばこの小売り人の手数料といふのは幾ら

になつていますか。

○永末委員 まだいただきません。

○塙崎政府委員 そうしますと、結局、一番末端の売

りさばき人のところへ納まつた金が郵政省へ來

て、それから大蔵省へ来る、その瞬間に金が入る

のですか。郵政省へ入ったときに入つておるので

すか。どうなんですか。

○塙崎政府委員 印紙売りさばき人が印紙を売り

まして、手数料を差し引きまして郵政省に入る。

郵政省の会計になりますが、それから一定期間を

経まして印紙収入の項目として一般会計に入れられることがあります。

○永末委員 まことにちよつと資料を持ち合わ

せておりませんが、これも、ただいまの収入印紙の場

合と似たような考え方でございまして、売り上げ

がだんだん大きくなるに従いまして通減するよう

な形になつております。具体的に申し上げます

と、年額百八十万円までの売り上げに対しまして

は一割、それから、百八十万円をこえまして六千

万円まで、この部分につきましては八%、それか

ら、六千万円をこえる部分につきましては六%と

いうふうに相なつております。

○永末委員 それから、塙、アルコール、これも

専業ですが、その手数料は何ぼになつておるか。

○斎藤説明員 実は私は塙のほうの担当ではござ

いませんので正確なことは存じておりませんが、たゞこの手数料よりもある程度高い手数料になつております。

○永末委員 赤電話というのがありますな、政府

機関が民間のあるところへ置いておる。これも手

が、國の代行といいますか、國の収入となる收

めますと、また印紙なんてはなくともいいのだ

ということになりますと、だんだんと秩序がくず

れるかと思ひますので、これはやはりまじめに

料を払つておると思うのですが、大蔵政務次官、わかりませんか。——政府がいろいろやつておるその手数料はばらばらだと思います。それはいろいろ故事来歴があつて手数料はきまつてきただだと思ひますけれども、業態によつても違うかもしませんが、どうも手数料が不統一である。統一せよという意味ではございません。収入印紙の手数料は、いまお調べ願つておりますが、きわめて低額だと思うのですね。

それで、ちょっと問題を別にしまして、売りさばき人というのは何人ぐらいおるのですか。これも郵政省ですか。それから、平均売り上げは何ばかりりますか。税額は全部わかつてますね。そうしますと、どの程度売つていいのかですね。

○塙崎政府委員 資料を取り寄せて至急御返事を申し上げます。

○永末委員 それでは、その間自治省に伺いますが、先ほど売りさばき人の性格を伺つたときにいろいろ主税局長言われておりました、小売り人のごときということを言われたので、この点についてちょっと伺いたいのですが、印紙を売りさばくについて、収入があれば当然国税がかかるわけです。ところが、どうもその手続を見ておりますと、普通の小売り業務をやつておるとは思えないと、つまり、大きく言えば國の税務行政の一環をなつておるわけあります。これは完全な商売をやつておるとは思えないでありますけれども、そこで、先ほどその性格を主税局長に伺つたわけです。ところで、この収入に対して国税はかかるのであります。地方税としてこの部分について事業税を徴収している県と徴収していない県があると伺つておりますが、その実情を明らかにしたいだきたい。

○石川説明員 契約の内容も多少違ひがあるといふように聞いておりますけれども、私どもいたしまして、一般には物品販売業に該当するといふように考へられますので、事業税の課税の対象になつておるといふように考へております。もし課税をしていないといふところがありますと、これは課

税漏れの問題だらうと思います。課税できないから課税しないということではなくて、課税漏れになつておるといふように考へられますので、そもそも言ひませんが、どうも手数料が不統一である。統一せよという意味ではございません。収入印紙の手数料は、いまお調べ願つておりますが、きわめて低額だと思うのですね。

それで、ちょっと問題を別にしまして、売りさばき人というのは何人ぐらいおるのですか。これも郵政省ですか。それから、平均売り上げは何ばかりりますか。税額は全部わかつてますね。そうしますと、どの程度売つていいのかですね。

○塙崎政府委員 資料を取り寄せて至急御返事を申し上げます。

○永末委員 それでは、その間自治省に伺いますが、先ほど売りさばき人の性格を伺つたときにいろいろ主税局長言われておりました、小売り人のごときということを言われたので、この点についてちょっと伺いたいのですが、印紙を売りさばくについて、収入があれば当然国税がかかるわけです。ところが、どうもその手続を見ておりますと、普通の小売り業務をやつておるとは思えないと、つまり、大きく言えば國の税務行政の一環をなつておるわけあります。これは完全な商売をやつておるとは思えないでありますけれども、そこで、先ほどその性格を主税局長に伺つたわけです。ところで、この収入に対して国税はかかるのであります。地方税としてこの部分について事業税を徴収している県と徴収していない県があると伺つておりますが、その実情を明らかにしたいだきたい。

○石川説明員 契約の内容も多少違ひがあるといふように聞いておりますけれども、私どもいたしまして、一般には物品販売業に該当するといふように考へられますので、事業税の課税の対象になつておるといふように考へております。もし課税をしていないといふところがありますと、これは課

せぬのですけれども、そういうことはほかにないと思うのです。たばこの場合には、初めから商品だということで政府がやつておる。だから、たばこの小売り人の手数料は、手数料ではあつても、そういうことがござりますならば、実情をよく調査いたしまして、課税をして適正を期するよういたしたいと考えております。

○永末委員 それで、今度は主税局長に伺いたいのですが、自治省のお考えは物品販売だと言つています。物品販売なんですか。この収入印紙を売りさばいて。売りさばくには違ひない。適當な日本語がないので、税務行政の中で売りさばくという行為が一つ入つてくるわけです。どうのことならでしよう。その手数料などは、どういう性格のものなんでしょう。たとえば、大きく言えば大蔵省はメーカーですね。そして、それを卸売り業者である郵政省に渡して、これが小売り人に渡して販売しておる。郵政省は物品販売業をやっておる。そんな感じがする。そこで、法律的性格を伺つたのであります。売りさばくの何を紙だけに疑問を持たれるのだと思います。しかし、その性格から見ますと、やはり私は、物品に類するものであろう、そしてまた、それを消費者に売ることによつて手数料を得ているものだと思ひます。

○塙崎政府委員 たばこなら、もう先生も明瞭に物語っているふうにお考えでございますが、収入印紙だけに疑問を持たれるのだと思います。しかし、その性格から見ますと、やはり私は、物品に類するものであろう、そしてまた、それを消費者に売ることによつて手数料を得ているものだと思ひます。

なお、地方税では、普通物品といわないものを物品と、これは昔からの沿革的な規定でございまが、そういう規定がございまして、その問題はなかなかうかと私は思ひます。

○永末委員 つまり、大きく言えば、大蔵省印刷局で収入印紙を印刷する、そして最後に国民が当該課税物件であるところの文書に貼付をするといふこれは一種の税務に関する行為が流れているわけですね。ところが、その中で、収入印紙といふものはいわば税金、つまり印紙税の表示でしょう。それが売り買いされておる。どうもしつくりておるといふように考へられますので、事業税の課税の対象になつておるといふように考へております。もし課税をしていないといふところがありますと、これは課

せぬのですけれども、そういうことはほかにないと思うのです。たばこの場合には、初めから商品だということで政府がやつておる。だから、たばこの小売り人の手数料は、手数料ではあつても、そういうことがござりますならば、実情をよく調査いたしまして、課税をして適正を期するよういたしたいと考えております。

○永末委員 それで、今度は主税局長に伺いたいのですが、自治省のお考えは物品販売だと言つています。物品販売なんですか。この収入印紙を売りさばいて。売りさばくには違ひない。適當な日本語がないので、税務行政の中で売りさばくという行為が一つ入つてくるわけです。どうのことならでしよう。その手数料などは、どういう性格のものなんでしょう。たとえば、大きく言えば大蔵省はメーカーですね。そして、それを卸売り業者である郵政省に渡して、これが小売り人に渡して販売しておる。郵政省は物品販売業をやっておる。そんな感じがする。そこで、法律的性格を伺つたのであります。売りさばくの何を紙だけに疑問を持たれるのだと思います。しかし、その性格から見ますと、やはり私は、物品に類するものであろう、そしてまた、それを消費者に売ることによつて手数料を得ているものだと思ひます。

○塙崎政府委員 たばこなら、もう先生も明瞭に物語っているふうにお考えでございますが、収入印紙だけに疑問を持たれるのだと思います。しかし、その性格から見ますと、やはり私は、物品に類するものであろう、そしてまた、それを消費者に売ることによつて手数料を得ているものだと思ひます。

○永末委員 いまお話をございましたように、百円ちょっとと切れますと一・五%ですから、大体月一万数千円ですね。ところが、いまのあなたの話によると、全体で年間平均は二万一千円だとあります。

○永末委員 いまお話をございましたように、百円ちょっとと切れますと一・五%ですから、大体月一万五千円ですね。ところが、いまのあなたの話によると、全体で年間平均は二万一千円だとあります。

○塙崎政府委員 私、切手も同じような性格がありますが、そういう規定がございまして、その問題はなかなかうかと私は思ひます。

○永末委員 つまり、大きく言えば、大蔵省印刷局で収入印紙を印刷する、そして最後に国民が当該課税物件であるところの文書に貼付をするといふこれは一種の税務に関する行為が流れているわけですね。ところが、その中で、収入印紙といふものはいわば税金、つまり印紙税の表示でしょう。それが売り買いされておる。どうもしつくりておるといふように考へられますので、事業税の課税の対象になつておるといふように考へております。もし課税をしていないといふところがありますと、これは課

せぬのですけれども、そういうことはほかにないと思うのです。たばこの場合には、初めから商品だということで政府がやつておる。だから、たばこの小売り人の手数料は、手数料ではあつても、そういうことがござりますならば、実情をよく調査いたしまして、課税をして適正を期するよういたしたいと考えております。

○永末委員 それで、今度は主税局長に伺いたいのですが、自治省のお考えは物品販売だと言つています。物品販売なんですか。この収入印紙を売りさばいて。売りさばくには違ひない。適當な日本語がないので、税務行政の中で売りさばくという行為が一つ入つてくるわけです。どうのことならでしよう。その手数料などは、どういう性格のものなんでしょう。たとえば、大きく言えば大蔵省はメーカーですね。そして、それを卸売り業者である郵政省に渡して、これが小売り人に渡して販売しておる。郵政省は物品販売業をやっておる。そんな感じがする。そこで、法律的性格を伺つたのであります。売りさばくの何を紙だけに疑問を持たれるのだと思います。しかし、その性格から見ますと、やはり私は、物品に類するものであろう、そしてまた、それを消費者に売ることによつて手数料を得ているものだと思ひます。

○塙崎政府委員 たばこなら、もう先生も明瞭に物語っているふうにお考えでございますが、収入印紙だけに疑問を持たれるのだと思います。しかし、その性格から見ますと、やはり私は、物品に類するものであろう、そしてまた、それを消費者に売ることによつて手数料を得ているものだと思ひます。

○永末委員 いまお話をございましたように、百円ちょっとと切れますと一・五%ですから、大体月一万五千円ですね。ところが、いまのあなたの話によると、全体で年間平均は二万一千円だとあります。

○永末委員 いまお話をございましたように、百円ちょっとと切れますと一・五%ですから、大体月一万五千円ですね。ところが、いまのあなたの話によると、全体で年間平均は二万一千円だとあります。

○塙崎政府委員 私、切手も同じような性格がありますが、そういう規定がございまして、その問題はなかなかうかと私は思ひます。

○永末委員 つまり、大きく言えば、大蔵省印刷局で収入印紙を印刷する、そして最後に国民が当該課税物件であるところの文書に貼付をするといふこれは一種の税務に関する行為が流れているわけですね。ところが、その中で、収入印紙といふものはいわば税金、つまり印紙税の表示でしょう。それが売り買いされておる。どうもしつくりておるといふように考へられますので、事業税の課税の対象になつておるといふように考へております。もし課税をしていないといふところがありますと、これは課

もないところだと思います。

なお、先生も御案内のように、収入印紙の売りさばきだけで生活の資を得ている方は少ない。むしろ地方の素封家あたりがこういった資格を得ましてほかの事業と一緒にしておるということは御案内のとおりであります。したがいまして、これは全体の事業収入のうちの一部、こういったことで成り立っているものだと思います。

○永末委員 大体そういう形ですね。だから、全体の事業収入というと、たとえば三割、四割やられるでしよう。そうすると、千円ずつ半分また税金を取られる、事業税がまたかかるでてくる、こういうしかけになつてくる。御本人は、金額は少ないから痛くはありませんよ。しかし、政府がやらなくちやならない税務行政の一環をになつておる者が、それだけまた別に税金を払う、この部分だけを抜き出しますとやはり五割程度の税金を払う、こういう形になつてくると、一体手数料といふものは何なんだろうかという感じがするのです。

あなたは、売りさばき人が郵便局へ行つて印紙をもらつてくるときの文書をごらんになつたことがござりますか。どういう文書になつているか。

○塙崎政府委員 見たことはございません。

○永末委員 これは明治以来の伝統でございまして、つまり、国は権力者であつて、官である、そこで、民に印紙を売らせてやるのであるといふ意味合いの文面、お下げ渡しくだされのような形になつてゐるのです。そうしておいて、手数料も、これは官の金をおまえにやるのである、こういう感覚のものです。ところがいまや近代税務行政の中では、物品販売だ、税金だということになつて、つまり、今までやつきたたでまといま抜つておるたてまえとが非常に食い違いがあるわけです。今度は、かたかなはいかぬからとにかく、法律は全部ひらがなにかわりました。ところが、実施面は郵政省だと知らぬ顔をしていらっしゃるが、か知りませんが、あつらのほうでは、かたかなの、明治以来の官民の段落のある、断絶

のあるが、それで行政をやめておなじことをな  
りますと、変な封建的なものが残ってきます。も  
うちよつと近代的に、この意味合いでむしろ売  
りさばき人と国とは一対一の対等の契約関係でな  
くちやならないと思うのですが、権力的なものが  
入ってはならないと思うのです。これはあなたの直  
接の所管ではないかもしませんが、税務行政全  
般の目から見れば、私はやはり、あなたが考えな  
ければならない問題だと思うのです。ちょっとお  
考えをお聞かせ願いたい。

○塙崎政府委員　おっしゃる点も十分理解できま  
す。郵政省ともよく話しまして、相談してみたい  
と思います。

○斎藤説明員　塙とかアルコールとかの手数料はわ  
かりますか。

○斎藤説明員　塙の手数料のことについて申し上  
げます。

塙は、御承知のとおり、いろいろな種類がござ  
います。同じ塙にいたしましても、包装の単位に  
よりまして異なります。そういうわけで、各品種  
別、包装別にこまかく手数料が分けられておりま  
す。たばこのように売り上げが多くなれば手数料  
が下がるということはございません。平均いたし  
まして、四十年度の実績で申しますと、一四・一  
六%の手数料でございます。

○永末委員　政府の専売でやっているものの率と  
比べますと、印紙の売りさばき手数料は少ないで  
すね。これでもうける人はないと私は思う。もう  
けたいと思ってこれを引き受けている人はないと  
思う。むしろ、印紙を買いに来たついでに、そこの  
売りさばき人が営んでおる他の物品の販売に貢  
するというようなことかもしません。しかしな  
がら、今までやつてきたからといって、もし売  
りさばき人全部が、おれは売るのはいやだ、やめ  
たということになると、さあ先ほど申し上げまし  
た臨税の問題が出てきますね。みんな払わなければ  
ならないけれども、印紙を入手しようと思えば  
探し求めてでなくては入手できないということに  
なる。いまはどこでもありますから簡単に入手で

されど、これは明治以来の慣習に基いてやつておるのであって、この手数料の点についても、税金の手数料を取つたらおかしいです、税金ですか。しかし、政府の業務を行つてゐる、もし政  
府がそれぞれこの印紙売りさばき所を經營するといへんな金がかかる、その辺からお考えをいた  
だかなければならぬ時点に立ち至つてゐるのは  
ないか。印紙税も上げ、罰則の過怠金も創設し、  
罰金も上げる。どんどんどんどんやられますけれども、手数料のほうは、印紙税が上がるからスラ  
イドすると言うのでありますけれども、金額で押  
えてありますから率は変わらない。こういうこと  
になりますと、私はやはり、今までの慣行どおりでいいのかどうか、疑問の点を感じます。お考  
えを伺いたい。

○塩崎政府委員 永末委員のお話は郵政省に十分  
伝えたいと思います。

○永末委員 政務次官、まさに郵政省は大蔵省が  
一番金科玉条としてやらなければならない重大な  
る税務行政の中身をやつているわけですね。なる  
ほどそれはそうだと思うのです。昔々印紙ができ  
たときには、郵便切手とどちらがどちらかわから  
なかつたというので、郵便切手の売りさばき所を  
使って印紙を売つたのだと思うのですけれども、  
しかし、これは税金であつて、郵便切手は税金で  
はありません。そういう点について、やはり税務  
当局は責任を持つてゐるようなさまざまというものは  
とっておいてもらわないと、印紙税法はやめたは  
うがいいと思いますね。税金として、しかも罰則  
までつけてゐる税法をつくつて、その実際の流れ  
は郵政省がやつておつて、大蔵省は知らぬ。形と  
してはおかしいと思うのです。しかし、大蔵省が  
全部やれということを申しておるのではない。そ  
のようにもう手がつかぬような、実際責任の持て  
ないような流れになつてゐるのなら、これは税金  
の、だらうかという疑問を持つのですが、政務次  
税法上の観念の問題でなくて、これを売つてゐる

○小沢政府委員 だんだんの御議論でいろいろ先生の御意見はわかりましたが、印紙というものが一体どういう性格のものであるか、それを売りさばく売りさばき人というのがどういう性格のものであるか。先生の立論は、印紙税というものをわれわれが法律によって徴収する、その税務行政の一つの流れの中に入ってきているものだ、しかもそれが、国家の納税、印紙税という税の納入についてのいわば売りさばき人というものがもしなかりせば、非常な費用もかかり、手数もかかる、そういうようなものだから、ひとついまのような売りさばき人の指定の方法といいますか、あるいはその契約の方法といいますか、あるいは手数料といふものについて、もう少しあれわれのほうと対等な立場に立たすべきじゃないか、その他いろいろお話をございましたが、私どものほうの印紙税は、印紙税を納める納税義務、課税物件その他をしめる、こういうことになるわけでございます。したがつて、いま国家の要請によりあるいは税務行政の一端をになうものという御趣旨でござりますけれども、現実にはそういうことになつておりますが、しかし、たとえばこの売りさばき人全国九万九千というものを指定をしないという場合には、納税者のほうが非常に不便になつてくるわけですが、ございまして、自分が郵便局に行かなければいけぬ、あるいはどこかきめられた官署に行かなければいかぬということで、非常に不便になります。一方、取り扱い物件がそういうような国が定めた切手なり印紙なりというやうなものであるから、その売りさばき人についていろいろ申請が、物件がそういうものであるだけに、慎重に考えまして、特に信用のある人でないといけない、

資格というものを法律上もいろいろきめまして、そのうちから選んでお願いしているわけでございます。それはもちろん國のほうに協力をしていただくわけでございますが、まだ一面、それによつて若干でも收入を得るのだということで、國民の側からの便不便から、そういう取り扱い者が多数あることが便利だし、同時にまた、そういう取り扱いをやつて若干でも收入をあげようという希望があるという、両方の面があろうかと思ひますので、まあ先生はおわかりの上でそれをおつしやつておるのだろうと思ひますけれども、先ほど來のお話ですと、何か國のほうが國の必要性に基づいて売りさばきをやらしているのだから手数料が非常に少ないじやないかというおことばですが、この点はやはり画面があるので、ということを考えていただきたいと思うのでござります。

手数料が九%といいますと、私は必ずしも率そのものは低いとは思ひません。しかし、取り扱いの金額そのものが、たゞこやその他のものと比べまことに非常に少ないのですから、したがつて、収入面から考えますと、これはある程度郵政省と相談しまして合理的なものに直していかなければならぬなどいう感じは受けましたけれども、そういう点は、おそらくいろいろな政府の関係の取り扱いをやつているもののその性格、あるいはいろいろな経緯、また、これを取り扱う方々の状態、たとえば、たばこでありますと、たばこの小売り人というものがたばこだけで生活をするようなことをもざいますので、いろいろな点を考えてきめられておるのじゃないかと思うのでござります。

しかし、おっしゃるように、私どもから見ますと、納税をそういう印紙の形で確保していくと、いう面から見まして、やはり税務行政の大重要な機関であるということは、おっしゃるとおり私どもも考えますので、郵政省ともよくひとり相談をいたしまして、できるだけ御趣旨に沿うような方向に改善をしてまいりたいと思っております。

○永末委員 懇切なる御答弁をいただきました。

しかし、まだいろいろ聞きたいのですが、時間がございませんので、これをもつて終わります。

○内田委員長 次は、田中昭二君。

○田中(昭)委員 いまのお話がきめないうちに関連したことをお尋ねしたいと思います。

いま出した問題は、売りさばき人の收入が少なくなるということと、これは今度の改正で現金納付の範囲も大きく改正になりました。陳情書が出ているということを私もお聞きしましたが、まず、その売りさばき人が収人が少なくなるという面について、主税局はどのようにお考えになつておりますか、お尋ねをしたいと思います。

○塙崎政府委員 私のところには陳情書は来ておりません。しかし、登録税の税額は相当な引き上げでございますし、印紙税も二倍という引き上げでございます。現金納付の範囲を広げましても、それはおのずから限度がございます。私は、特に収入が減るということは想像もしております。

○田中(昭)委員 今までわざかな収入でやつてきた売りさばき人の収入が減らないということになれば、そういうお見通しであればけつこうなことだと思います。ただ、いまお聞きしますと、平均二万一千円ぐらいの収入で来ているということになるわけですが、この問題につきましては、いま永末さんのお話の中にすつとありましたように、それは兼業だからさせているのでありますと、私が提起しました問題は、その事業税を課税する問題とは別なんでお話もありましたように、それは兼業だからさせているのでありますと、私が提起しました問題は、その事業税を課税する問題とは別なんでお話もありました時代には、明らかにそういう税金の問題とは別に考へてもらわなければなりません。もしもこれが、ある人が、それでは私は売りさばき人をさせてください、事業でやらせていただきます、このような奇麗な人が出てきた場合に、その収入と支出が見合うのかどうか、そのことを聞いたわけなんです。

もう一つは、そういう収入に対しても、當業税——昔は営業税と言つておきました。そういうものを課税したことがあるのかないのか、課税したことがあるとすれば、それが事業税という名目になつて現在はその取り扱いはどうなつているかという問題をお尋ねしたいわけです。

○石川説明員 事業の場合にどうなるかということでござりますが、収入と支出の問題はその内容によって違つておられます。収入が支出来ない場合には所得がございませんので課税がされないということにならうかと思います。それと、その収入に対しても課税をしているという問題がございます。これは、自治省のほう

では物品販売業、なるほどそのような解釈もできましたが、私も実務をやつした経験から申し上げます

と、こういう収入に対しても事業税を課税しないということにならうかと思います。

なあ、ちょっと正確ではございませんかもしれませんが、収入印紙の取り扱いについて事業税な

いしは事業税を特に非課税とする規定はなかった

というふうに考えます。

○塙崎政府委員 田中先生の御質問は、やはり登録税のときでも私はけつこうだと思いますが、郵

政省が所管いたしておりまして、この売りさばき人の収入支出の関係あるいは財産の関係、それらを見ておると思うのでございます。私が申し上げ

までも権威あることもなりませんので、別の機会にまた御質問いただければもう少し問題がはつきりしてくるのではないか、かように思います。

○田中(昭)委員 私がいま事業と言つたことは、その税金の問題とは別に考へてもらわなければならぬものだと思うのです。いま永末さんのすつとお話をありましたように、それは兼業だから

させておられるのでありますと、私が提起しました問題は、その事業税を課税する問題とは別なんでお話もありました時代には、明らかにそういう

税金の問題とは別に考へてもらわなければなりません。もしもこれが、ある人が、それでは私は売り

さばき人をさせてください、事業でやらせていただきます、このような奇麗な人が出てきた場合に、その収入と支出が見合うのかどうか、そのことを聞いたわけなんです。

もう一つは、そういう収入に対しても、當業

税——昔は営業税と言つておきました。そういう

ものを課税したことがあるのかないのか、課税

したことがあるとすれば、それが事業税という名

目になつて現在はその取り扱いはどうなつている

かという問題をお尋ねしたいわけです。

○石川説明員 事業の場合にどうなるかというこ

とでござりますが、収入と支出の問題はその内容

によって違つておられます。収入が支出来ない場合には所得がございませんので課税

がされないということにならうかと思います。それ

から、課税所得につきましては、現在事業税で

あります。しかし、その理由と、また、今後はそのよう

なりますので、この事業主控除の二十五万円を控除した、これをこえる金額でございませんと課税されないということにならうかと思います。

なあ、ちょっと正確ではございませんかもしれませんが、収入印紙の取り扱いについて事業税な

いしは事業税を特に非課税とする規定はなかった

というふうに考えます。

最後のほうから申し上げますが、今回の改正で、税調の答申によりますと、自動車免許証に対する課税並びに旅券に対する課税が見送られてお

りますが、その理由と、また、今後はそのよう

ものに対してはどういう姿勢でいくのか、課税するのかしないのか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

○塩崎政府委員 旅券と自動車運転免許証につきまして新たに印紙税を課税したらどうかという税制調査会の答申があつたことは御指摘のとおりでございます。この点、政府の段階におきまして、種々議論をいたしまして、結局は今回見合せたわけでございます。

まず、旅券につきましては、御案内のように、私どもは、税制調査会の答申のあげでおりますよう、この背後に経済力ありということで印紙税の対象にすべきだと考えたわけでございますが、何ぶん、慣行と申しますか、やはり渡航は自由にすべきであるという大きな思想が一つあります。それで、そういった関係から見ますと、出国するときに、たとえばその国の国籍を持つ者であつても課税するということは海外渡航の自由に逆行するではないかというような意見が一部にあるわけでございます。さらにもう、ことしは観光年でもござりますので、観光の観点から見てもどうであろうか、これはもう少し慎重に研究すべきであろうということです、今回は見送った次第でございます。もう一つの自動車運転免許税でございますが、これは、もう一つ地方税との関係で問題が指摘されたのでございます。現在自動車運転免許には免許証交付の際に手数料を取つておりますが、手数料との関係をどうするかといつたような問題がござります。まあ手数料と税というものは別だと思います。これが第一の理由でございます。それから、第二は、そういったことを考えますと、国で取るのがいいのか地方で取るのがいいのか、そこが一つ問題になつてくるわけでございます。運転免許証を交付いたしますのは地方でございますので、地方でひとつ徴収することが考えられないか。そうすると、その場合には、財源の普遍性と申しま

すか、逆に言えば偏在性の問題、これから見てはたして地方税で徴収するのがいいかどうか、このあたりが問題になりました。なお、納税者と申しましては、運転免許税だけではなくて、ガソリン税あるいは物品税あるいは自動車税、こういった多くの税金が課せられるときに、運転免許税まで取ることはどうであろうかという意見もございました。このようなことを考えて、自動車の関係に対する税率は十分あり、國の道路需要等を考えると相当考えるべき税率の源泉だと思うのであります。が、一応ことはそういうた種々の要素から見まして見送った次第でございます。

○田中(昭)委員 なかなか丁寧な説明で、よくわかつたようなわからぬような気がしますが、それは何もあれしておるわけではございませんけれども、こちらの質問の最後の、今後課税するかしないか、今まで御議論なさった中において、今後ある時期においては課税するというお考へか。たとえばパーセントでもけつこうでございますから、八〇%なら八〇%あるとか、これは議論したけれども、ごく最近のうちにおいては見込みがなとか、そういうお考へをもう一つ……。

○塩崎政府委員 非常にむずかしい御質問でございまして、今後の財政事情等を考えまして慎重に検討したい、こういうことでございます。

○田中(昭)委員 いまの旅券の問題にしましては、経済力云々あるいは観光年云々ということですが、観光年なんというのは、これは毎年観光年にしてもらつても日本の国策に沿わないはずはないのじゃないか、こう思うのです。ですから、ここで御答弁なさるときにもう少し——それはもちろんおっしゃる意義はござります。日本の国としまして今後毎年観光年にしていくということになれば旅券には課税しないという考え方をとつていいのですから、占める割合は大きくなつた。こういうことが、先ほどの案内にありました補完税としての名目とか、そういうことから考えて、明らかにやはり国民の負担を増すものではないか。国民

の印紙税は財産権の移動に関する事実というもので形式的に行なわれた場合に課税する、このようになっておりますと、いま主税局長の御答弁の、旅券並びに自動車免許証に対する課税という問題はもう少し考えてもらわなければいけない問題にならぬか、このように思いますから、十分その要等を考えますと相当考えるべき税率の源泉だと思つてあります。が、一応ことはそういうた種々の要素から見まして見送った次第でございます。

そこで、そういう財産権の移動を書類にあらわさない場合もある、また、案内によりますと、補完税としてという性格もある、並びに国税の収入に占める割合は四十一年度においては補正後の〇・九%である、また、もちろん初めには物価上昇に関連して印紙税を上げるのだ、このようなるべく上げないほうがいいのじゃないか、こういふとでございます。私どもとしましては、税金はな

いとか、そういうお考へをもう一つ……。

○塩崎政府委員 非常にむずかしい御質問でございまして、今後の財政事情等を考えまして慎重に検討したい、こういうことでございます。

○田中(昭)委員 そうしますと、たとえば現行法によって、その点をお伺いするわけでございますが、四十一年度以前、昭和二十九年度まで、補正後予算決算額ですか、それに對しますこの印紙税の占める割合、これをお尋ねしたいと思いま

す。

○塩崎政府委員 印紙税だけで申しますと、二十九年が〇・七%でございますが、三十二年から大体〇・九%程度維持しております。四十二年の現行では〇・八%でございますが、今度の改正で一・〇%，こういうふうになると見ております。

○田中(昭)委員 そうしますと、昭和二十九年から〇・七%のものでずっと来て、四十二年の現行法でいけば〇・八%で、今度の改正によりますと一・〇%になる。そうしますと、だいぶふえたのですから、占める割合は大きくなつた。こういうことが、先ほどの案内にありました補完税としての名目とか、そういうことから考えて、明らかにやはり国民の負担を増すものではないか。国民の負担を増す、その国税の収入に占める割合も大きくなる、こういう点については根本的に反対しなければならない、こう思つてございます。所得税では減税をしたといましても、印紙で百十億の増税、これは、國民はもう簡単にそうとかわらないと思うのです。そういう面につきましてはよく御配慮をいただきたいと思います。

○塩崎政府委員 現行におきましても、通告処分によりまして罰金相当額五百円を最低といたしまして、その犯則の態様によりましてそれ以上の罰金相当額を納付さしていただいております。

○田中(昭)委員 そうしますと、たとえば現行法で一番軽い五百円というものを見れば、今度の改正の過料も五百円ということになると、実質的には変わらないわけですね。そうしますと、現在のこの社会の近代化されました諸般の事情から見ました場合に、この五百円というものに対しましては、出すほうは五百円ですから、そうたいした金額でない言いえば言えますけれども、取り締まるほうとしまして、この五百円というものについては納得がいかない、というよりも重荷を感じてはいる、私はこういう点があると思いますが、これに対する主税局長のお考へはどうですか。

○塩崎政府委員 十分質問がのみ込めなかつたのをござりますが、取り締まりの費用その他を考えますと、やはり五百円という程度の限度は置かざるを得ない。先ほど申し上げましたように、一件の犯則ということは、その人の犯則から見ますと多分にほかにも犯則が予想されますので、やはり五百円程度は最低限度とせざるを得ない、こういふふうに私ども考えております。

○田中(昭)委員 質問の要旨がわからなくて申し

わけないのですが、私が申し上げたのは、簡単に申し上げれば、いままで五百円、今度も五百円、そういうことにおいて、結局改正された比率が反映されていない。それが一つと、それから、五百円の過意税を取ることにおいて、実際の実務をやる人たちが、先ほど言わされましたよういろいろな事情から考えてみて、重荷に感じている、これをどうするかという問題でございました。もう一回それじゃ……。

○塙崎政府委員 確かに、手数を考えますと、五百円を千円にということも考えられますし、また、そういったことが、取り締まりに専念される方々にとつても、その心理状態に合うのかもしれません。しかし、何と申しましても、全文改正のこの機会でもございますし、通告処分からこういった過意税への改正は非常に大きな転換でござります。そういうことから見ますと、やはり、この問題につきましては、現状維持、現状をスタートとして、これから研究問題にするほうが適当ではないか、かように考えます。

○田中(昭)委員 最後の一つ手前に、この、税法の施行期日の問題でございます。登録税のほうは八月以降というふうになつておるようでございますが、印紙税は一ヶ月の準備期間で七月からと、このようになつておりますが、これはやはり、これだけの改正をやるならば、二ヶ月、三ヶ月、半年ぐらいの準備期間はあつていいんじやないか。それを申し上げれば、すぐ財政的需要というようなことになつてまいりますけれども、財政的需要をおおっしゃるならば、この前から私が言つておるような問題もござりますし、それだけで片づけるのじやなくて、納税者の国民が今まであまり知らないそういう税制について、たつた一ヶ月ぐらいいの準備期間ということでなくて、もう少し政府はあたたかい思いやりを持つてるべきじやないか、このように思ひます。それについて、ひとつ主税局長のところで、これはいろんな事情があつて期間を延ばそう、こういう考へに傾いてもらいたいと、こう思つたわけでござります。

○内田(昭)委員 以上で終わります。

○塙崎政府委員 この点は、もう先生のおっしゃる点は十分加味いたしましてこういつた施行期日を延ばしたつもりでございます。昭和二十九年に改正いたしましたときは、即日公布、施行ということでございましたが、私は、最近の情勢から見ますと、やはり増税といったような場合には準備期間を置いたほうがいい、こういう気がいたします。同時にまた、減税率、免税点の引き上げは相当幅広く行なわれるわけであります。それは一つ早めに施行したい。そういう点も勘案いたしまして、七月、こういうふうにいたしたのでございます。免税点が引き上げにならうとなるまいと、国民は、この印紙税について現在まで、先ほどから言われているように、脱税しようとか、そういうことがあまりないんです。まずはつきり言いましてあまり興味がないものを、一ヵ月早くしようがどうしようが、免税点を引き上げようが、そうそのこと自体に国民は不満を持つということではないと思つてます。

そこで、最後と申し上げましたから、いよいよ最後になりますが、次官なり大臣に最後にお答えをいただきたいと思います。

すつといままでの話の関連上、印紙税の改正は明らかに国民には増税になる。次官もおわかりいたいたです。国税の中においても、今までは〇・七か八程度の割合を占めておるものも、一〇ですか、そのように割合を余計占めるようになった。こういう増税ということに対しまして、最後に大臣のお考へをちよつとお伺いしたいと思います。

○水田(昭)委員 増税ということでございましたが、御承知のように、この増税は普通の増税と違つて、実質は税の調整であるというふうに考えております。

○内田委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○内田委員長 この点は、もう先生のおっしゃる点は十分加味いたしましてこういつた施行期日を延ばしたつもりでございます。昭和二十九年に改正いたしましたが、私は、最近の情勢から見ますと、やはり増税といったような場合には準備期間を置いたほうがいい、こういう気がいたします。同時にまた、減税率、免税点の引き上げは相当幅広く行なわれるわけであります。それは一つ早めに施行したい。そういう点も勘案いたしまして、七月、こういうふうにいたしたのでございます。免税点が引き上げにならうとなるまいと、国民は、この印紙税について現在まで、先ほどから言われているように、脱税しようとか、そういうことがあまりないんです。まずはつきり言いましてあまり興味がないものを、一ヵ月早くしようがどうしようが、免税点を引き上げようが、そうそのこと自体に国民は不満を持つということではないと思つてます。

そこで、最後と申し上げましたから、いよいよ最後になりますが、次官なり大臣に最後にお答えをいただきたいと思います。

すつといままでの話の関連上、印紙税の改正は明らかに国民には増税になる。次官もおわかりいたいたです。国税の中においても、今までは〇・七か八程度の割合を占めておるものも、一〇ですか、そのように割合を余計占めるようになった。こういう増税ということに対しまして、最後に大臣のお考へをちよつとお伺いしたいと思います。

○水田(昭)委員 増税ということでございましたが、御承知のように、この増税は普通の増税と違つて、実質は税の調整であるというふうに考えております。

第であります。

○内田委員長 次は、永末英一君。

○永末委員 私は、民主社会点を代表いたしまして、本法案に反対をいたします。

○村山(吉)委員 印紙税法について、日本社会党を代表いたしまして、反対の理由を申し上げます。

第一、印紙税法の全面改正をなすにあたりまして、政府は課税範囲の整備合理化を目標として限定列挙方式に課税文書を改めようとしておりま

す。現行法は、財産権の創設、移転、変更または消滅及び財産権に関する追認、承認を証明するべき証書を作成する者に印紙税を納入する義務を課しているのであります。改正法案によると、別表にこれをゆだね、人格権及び身分権に付随するものについても課税をする道を開いていることを認めることは、印紙税制度の歴史から見ましても、印紙税の本質から見ても、許せないことであつます。

第二点といたしまして、通告処分制度を廃止し、過意税制度の創設によって罰則の整備合理化と印紙税の納付の確実な履行を行なわしめようとしておりますが、行政罰としての過意税は過重であり、それによつて納税意欲を高めようとすることは問題であります。それよりも、趣旨を十分に徹底して、納入意欲を高めることが必要であると思います。

第三に、免税点及び税率の調整と称して、所得及び物価上昇に藉口して、定額税率を現行の二倍程度に引き上げ、百十一億の増税をはからんとしていることは、認めるわけにはまいりません。

第四に、全文改正がなされるにあたり、非課税法人や非課税文書を追加しておりますが、財産の流通取引を本来の業務としないものまで含まれるものが残され政令や解釈にまかされているものが十分になされていません。

ささらに、印紙税の課税捕捉にあたっては、これ

が十分になされていません。

これらを考えますときに、権力的大衆課税の性格を持つ本法案に対しまして反対を表明いたす次

手を加えようとする場合には、これらの点をきれいに洗いかえずして、はたして税という觀念で対課税をしている点といい、いろいろな疑問がござります。

政府がこのよだな財産権移転に対し何らかの処し得るのかどうか、私どもは基本的にこの点に疑問を持つものであります。

同時にまた、なるほどかたかならひらがなに

全部書き改められた、その点はよろしい。しかし  
ながら、そういうことの反省なくして税額をば  
かっと上げてくるということにつきましては、現  
在国民が物価上りの経済的な環境のもとで何  
とかしてこの値上がりを食いとめたいと思ってお  
る心に、うらはらの行為をやろうとしておるので  
ございます。

これらの諸点を考えますときに、この印紙税法  
案に対し、わが党は反対をいたすものであります  
。

○内田委員長 次に、田中昭二君。

○田中(昭)委員 私は、公明党を代表いたしまし  
て、ただいま議題となつております印紙税法案に  
対しまして反対を表明し、討論をいたしたものであ  
ります。

政府は、その改正理由として、印紙税の税負担  
が最近における所得及び物価水準に適合するもの  
となるよう、その税率及び免税点について所要の  
調整を行ない、あわせて課税範囲の整理合理化  
等、制度全般にわたって合理化をはかるとしてお  
りますが、その実態は、税率におきましても二倍  
に引き上げられ、国民感情とは離れたものであります。

さらに、課税範囲の整備合理化等も、税制調査  
会がかつて指摘した問題点が解決され、前進も認め  
られます。が、政府にあっては、印紙税の本質から  
判断して、さらに検討を要すべきであります。  
特に、政府の言われるその補完税としての使命と  
も逆行いたしまして、国税の中に占める割合も多  
くなつております。

このような増税に対しましては反対の立場を  
とつて、討論を終わるものでござります。

○内田委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起  
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立多数。よつて、本案は原案の

とおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員  
会報告書の作成につきましては委員長に御一任願  
いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 次回は、來たる三十日、火曜日、  
午前十時理事会、十時三十分委員会を開会するこ  
ととし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十二分散会